

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る行政相談
2. 日時: 令和4年11月10日(木)13時30分～16時30分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
本多主任安全審査官、水野係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他1名
バックエンド技術部 高減容処理技術課 課長 他8名
臨界ホット試験技術部 ホット材料試験課 課長 他8名
安全・核セキュリティ統括本部 技術副主幹 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請の予定について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	みんな行けないっていう。
0:00:02	はい。
0:00:03	はい。原子力規制庁の本田でございます。それではですね今日の面談は ですねはですね原子力科学研究所における核燃料物質、
0:00:15	の使用変更許可申請今後予定されてるっていうことを伺ってますんで、 その申請前の申請内容のご説明ということで、
0:00:26	面談ということでよろしくお願ひいたします資料を事前にいただけてま すので、まず原子力くう科学研究所さんの方で、こう言い切っていただ きますと、あれよろしくお願ひいたします。
0:00:41	はい。こちら、
0:00:43	原子力機構の
0:00:45	すみません、本日は、
0:00:48	11月にこの核燃料プール使用変更許可申請を議決予定してまして、こ ちらの概要説明ということで、
0:00:59	本件をしたいと思っております。
0:01:04	ええ。
0:01:07	お送りしたいし。
0:01:09	資料の1万円は永見について簡単に説明し、あとですね、
0:01:16	説明は横尾の説明をしていきたいと考えております。
0:01:21	お送りしたい、一番が見て図るところの簡単に説明させていただきます。
0:01:30	スポーツなんですけどもこちら核燃料物質使用変更許可申請のこの施設 の方を、かかってもらっております。
0:01:42	一つ目が
0:01:45	アイトリ社員処理特別廃棄処理特別研究と、二つ目がプルトニウム研究 1棟、
0:01:53	この日は、
0:01:54	F M F 等々になっております。ここ、
0:01:58	こちらの施設は、廃止措置を進めている施設であって、ここ今回の変更 も、排洩関わる変更をしていきたいと思っております。
0:02:10	濱本委員。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:13	4 番、バックエンド研究し、
0:02:16	別なんですけども、こちらはほぼ、
0:02:22	廃棄物処理場におけるアスファルト固化装置に係る液体廃棄物の濃度区分引かかる変更を
0:02:32	グローブボックスと質量分布の廃止の変更を考えております。
0:02:40	この次の設備です。後、5 番目なんですけども、放射性廃棄物処理処理場ということで、ここでは先ほど説明いたしました、
0:02:50	アスファルト固化に、このための変更ということでこちらに思います。
0:02:56	この次の施設が 56 番の遠慮試験施設でこのビジョン 7 番がホットラボ、8 番が廃棄物安全試験制となっております。
0:03:11	こちらの方は先ほどの廃棄物等処理場に関わるところの液体廃棄物での放射線の区分の変更に係る変更をしていたと考えております。
0:03:26	す、この次のページ、
0:03:29	使ってもらって
0:03:30	第 4 研究棟となっております。
0:03:33	こちらはですよ。
0:03:36	主に今後の研究ニーズの対応というところで変更の方を考えております。
0:03:43	一番最後に、
0:03:45	法律へ
0:03:46	というところで、先ほどの施設の反映を主に考えております。
0:03:55	医療
0:03:56	表江上の概要となっております。
0:04:01	報告なんですけども、1 番目の用地処理特別研究棟用地のうちに関わる説明に進めさせていただきます。
0:04:11	はい、わかりました。はい、結構です。よろしく申し上げますはいじゃあ通しすいません特別研究棟の担当者の方、説明の方。
0:04:22	お願いいたします。
0:04:28	原子力機構の中嶋です今から資料の方の画面共有を行います。
0:04:34	保護課ですね。
0:04:42	が絶対ない。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	教諭。
0:04:58	街道。
0:05:13	でやってるんですか、ここ。そうですね。
0:05:17	何かいろいろあって、
0:05:30	はい。
0:05:37	11 時間。
0:05:41	池田。
0:05:52	原子力機構申し訳ございません画面共有ができませんのでこのままさせていただきます。はい。
0:06:04	あ、
0:06:05	すみません原子力機構の中嶋ですすみません紙資料のみですいませんけど、ご説明させていただきます。はい。では核燃料物質の使用変更許可申請の 3 特別等について、
0:06:18	資料を基にご説明いたします。はい。
0:06:24	まず、2 ページ目に行きまして、最初に特別研究棟に関わる変更についてです。変更の内容としましては、1 から①から④番まで、
0:06:35	ございまして①としましてプルトニウム研究等に係る記載の削除、こちらに関しましてはプルトニウム研究等の許可を廃止するためこちらプルトニウム研究等に係る記載削除を行います。
0:06:47	そして②番に関しましてはこちら廃棄長期貯蔵施設という再処理特別研究棟の構成建屋、こちらに関して管理区域の解除、行いますのでそれに関わる縦の記載、及び図面について削除を行います。
0:07:01	そして③に関しましては建屋間排水管 2 系と C ダクト B ダクトの配管に係る記載削除こちら、最初に特別研究棟とあとその構成建てる②で説明した廃棄貯蔵施設、
0:07:13	こちらの間をつなぐ排水管理系統になりましてこちらについても、解体撤去を行うため、記載の方削除を行います。そして硫安としましては記載の適正化等を行う。
0:07:23	こちら、行う変更を行いますこちらが変更になります。
0:07:30	続いて 3 ページの方、ちょっと行きまして、今回の改定撤去範囲の概要についてです。左側のありますのがこちら再処理特別研究と本体施設になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:41	それから右下の方に離れにあります廃棄貯蔵施設、
0:07:46	がありましてこの間、をつないでるのがCダクトDダクトで、今回の申請の範囲としましてはこのオレンジ線で囲んである範囲、右下の、
0:07:56	廃棄長期貯蔵施設、こちらに関しての管理区域解除と、こちら本体移設とは医局長室をつなぐ、Cダクト及びダクトのダクトの撤去、が開本申請の改定範囲となります。
0:08:11	続いて4ページの方、ご覧いただきまして、
0:08:16	こっから等へ、
0:08:18	ここは①のプルトニウム研究等の許可廃止に係る変更についてのご説明になります。
0:08:23	まず上の部分ですけども、プルトニウム研究棟における確認使用の許可の廃止を受けまして、
0:08:29	許可申請書中の原子力科学研究所配置図においてプルトニウム研究等の説明書の方、削除いたします。こちらは全施設共通の変更となります。
0:08:40	そして真ん中の図に関してですけどこちらは再処理特別研究棟固有の変更箇所になりまして、再処理特別研究棟とプルトニウム研究棟間を、
0:08:51	つないでいる建屋排水管のBダクトというものがございまして、こちら図面上に残っているこちらの記載を、プルトニウム研究棟の許可廃止に伴いまして、再処理特別研究棟の許可からも記載の方を削除する変更を行います。
0:09:09	続いて5ページの方ご覧ください。
0:09:13	こちらは長期貯蔵施設の管理区域解除に係る変更②に関わるものですね。
0:09:18	こちらにつきましては廃棄貯蔵施設の管理区域解除に伴いまして、廃液長期貯蔵施設に関わる本文中の記載、図面、並びに廃棄長期貯蔵施設の内装機器に関わる、
0:09:30	記載について削除を行います。
0:09:33	一応廃棄貯蔵施設の削除する施設について記載しているんですけども、気体廃棄施設としましては、
0:09:39	廃棄貯蔵施設のフィルター集というところに廃棄の21系統22系統というのがあって、こちらについても削除、液体廃棄施設としましては廃棄長期貯蔵施設、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:50	の記載がありますのでそちらについて削除します。ただこれ液体季節にあるんですけども、
0:09:54	廃棄貯蔵施設内の設置されていた廃棄貯蔵についてはすでに前期改定撤去済みとなっている、います。
0:10:02	固体廃棄施設としましては廃棄貯蔵施設の保管季節であるローディング室というのがあるんですけど、こちらについて記載すると。
0:10:09	する変更を行います。
0:10:13	続いて6ページの方をご覧ください。
0:10:16	こちら③に当たりますCダクト及びダクトの配管の解体撤去に係る変更になります。こちらは先ほども図でちょっと絵とかでご説明しましたけども、再処理特別研究棟本建屋と廃液長期貯蔵施設を繋いでおりますし、ダクトBダクト、
0:10:32	こちらについても解体撤去を行いますので、本文中の記載及び図面について記載の方削除する変更を行います。
0:10:42	続いて7ページの方ご覧ください。
0:10:48	こちら、④になります記載の適正化に関わる変更になりますまず上の丸についてナナオさん使用施設の設備のうち個人被ばくモニタリング設備についての記載についてこちら施設固有の
0:10:59	管理する設備ではないためこちらについての記載の方削除を行います。
0:11:04	そして下の丸についてですね、こちら廃棄物処理場という記載こちら図中にあるんですけどもこちらについて放射性廃棄物処理場という、名称変更や見直しの方を行いまして変更を行います。
0:11:18	続いて8ページの方ご覧ください。
0:11:23	はい。
0:11:26	こちら改定フィックにおける安全対策になります。まず閉じ込めに関してですけども、
0:11:31	拝聴気象施設及びDダクトについての解体について閉じ込めですけども、核燃料物質による汚染が想定される部位の改定撤去におきましては汚染拡大防止確保グリーンハウス。
0:11:43	こちらを設置して書いて提供行います。グリーンハウスには、海底撤去で発生する放射性ジーンアイを、集じん式しろ過するための高性能フィルター及び局所排気装置を設けまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:55	解体撤去作業を行います。
0:11:57	そしてちょっと別個に分けてるんですけどポツでCダクトについてなんですけども、こちら西井ダクトにつきましては、大部分が途中で埋設されておりまして、配管だけが収納されるようなサイズで人が入れるような、
0:12:10	構造になっていないアクションでありまして、なのでそのため、
0:12:15	Cダクトについては周辺を掘削しまして椎葉黒須里
0:12:20	そのCダクトを囲うように解体作業用の上屋を設置しましてそちらを解体作業への一時管理区域に、
0:12:28	の指定を行います。
0:12:29	そちら改訂作業内にグリーンハウスを設置してそっちに高性能フィルター及び局舎液装置を設けて、
0:12:38	そのグリーンハウス内でA Cダクトの配管の解体撤去の方を行います。
0:12:44	続いて火災防護に関しましては、海底撤去作業における切断について熱的切断を行わず、可能な限り火花が発生しない機械的工法を用いるとともに、可燃物除去することで火災の発生防止に努めます。
0:12:59	続いて9ページの方ご覧ください。
0:13:04	先ほどちょっと強いダクトの解体作業用上屋を立ててやるって言ったんですけどそちらのイメージ図になります。
0:13:11	一応このグラントレベルのに対して掘削してCダクト、下の方にありますけども、
0:13:17	ちょっとそれCたく登録させましてそれを囲うように、改訂作業用上屋を設置します。こちらの改訂作業用園内を一時管理区域に指定しまして、その
0:13:28	中にグリーンハウスを設置してそのグリーンハウス内で解体撤去作業を行うようなこのようなイメージとなっております。
0:13:37	一応こちらでご説明の方は以上になります。
0:13:43	はい。規制庁の本田です。ありがとうございます。
0:13:46	ね、ちょ、ちょっと増え、3末で確認なんですけど、2ページで変更の内容、
0:13:53	共有した内容、くださったけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:57	特に②のやつは、これはあれねちょっと説明あったんだけど、あれですよねその会。
0:14:03	変更の理由の②は管理区域を解除するってことなんだけど、解体撤去して、
0:14:11	管理区域解除するっていうふうに思っているんですよ。
0:14:17	原子力機構の中嶋です。はいおっしゃる通り設備の解体撤去を行いましたそのあと管理区域の解除まで行うというような、はい。
0:14:33	勉強してから、
0:14:36	はい。
0:14:38	それで衛藤をで、
0:14:42	巢E D③-③-Cダクトの解体撤去。
0:14:50	なんですけど、この宇和や、
0:14:54	上屋か。柘植。
0:14:57	ひとつねちょっとすごく、
0:15:03	使用施設の安全確認と直接関係ないかもしれんけどその途中にね、
0:15:11	埋まっているっていう話であれば、
0:15:15	その土壌にそのまま、
0:15:17	点検とか検査するんですか。
0:15:20	なぜ、
0:15:22	だって、何時。
0:15:24	これベルトがくっと、これ、真ん中のこの丸いやつはこれは何なんですか。
0:15:31	すいませんちょっと話が飛んじやって申し訳ないけど
0:15:34	原子力機構のナカジマですすみませんちょっとわかりづらくてこの丸いのが、配管を一応表しておりますかね。
0:15:42	配管これ。
0:15:43	会館だからこれに、
0:15:46	廃液が通るんですよ。
0:15:50	原子炉機構ナカジマですはい。その通りですんで、
0:15:53	今回撤去したいのはこの配管も含めたその周りにある四角い強いダクトを、もうもう全部外に各撤去するって話ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:03	原子力機構の半田です。丸い配管そのものがCダクトとなっております、新宅と、はい。Cダクトを途中でそのまま埋設するわけにはいきませんので、そういう事故とほぼさしていると思います。はい。規制庁の本田です。
0:16:19	そうするとちょっと言いたかったのはそういう事項の周りは今は土で追われてるわけですね途中だから。
0:16:26	原子力ハンダですその通りでございます。
0:16:29	それでちょっと言いたかったのはその覆ってる土壌は特にこうなんか汚れてるかなとかって検査はしない。
0:16:47	はい。周りの汚染も確認しながら掘削していきますので、そのために上屋を設けて、管理区域設定をしながら作業していくというそういう公募になります。
0:17:00	わかりました。じゃあ、
0:17:02	一応、ちょっとじゃどうしようも、
0:17:07	掘削し、作業をする、掘削作業においてその土壌のその汚れる会を持ってないかってのも確認しながら掘削したりすると。
0:17:16	いう計画でいらっしゃるわけ。
0:17:19	原子力機構ハンダです。そのご理解の通りでございます。
0:17:25	これね
0:17:28	パターンとしてその子解体撤去するときでその申請書本文とか添付書とは別に別紙で、
0:17:36	参考資料ということで安全、まさに安全対策こんなことやりますっていう紙をね、
0:17:42	つけて、
0:17:44	いただいてそれを私たち確認するんですけど、今回の
0:17:48	この
0:17:49	まさにこの作業の、
0:17:52	やるにあたってのそういった安全対策を記した。
0:17:56	紙っていうのは、もう付けつけてください。
0:17:59	予定なのかしら。
0:18:02	原子力機構ハンダです。はい。今ご説明した内容について記載した参考資料をつける予定でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:10	あれですかその中で例えば、例えば屋上屋はこんな構造、こんな材料でこんな構造ですとか、
0:18:18	そういうのはなさそう。
0:18:23	原子力法ハンダです。今のところ文字のみでええと、
0:18:28	今回の説明の図はつけておりません。うん。図はない。
0:18:33	そのあと今の、まさにそのやり方。
0:18:40	くすんまさになナカジマさん御説明してください、掘削する時に、その周りの土も、
0:18:47	の汚れを確認しながら、掘削して、何とかかんとかっていうような説明もあんまり、
0:18:54	そこまでは書いてない。
0:18:56	ですかね。
0:18:58	原子力機構ハンダです。今のところ、上屋を設けて、管理区域を設定して作業するというような記載になってございます。
0:19:09	ちょっと今日のところはそういう事情確認にとどめますけど、
0:19:15	ちょっと上屋は、結局、どういう間、どういう構造なんですか
0:19:21	トタンですとか、そういう感じで言うと、
0:19:24	どういう想定されてます。
0:19:27	原子炉機構ハンダです。今の計画では単管パイプとベニヤ板で構成する予定でございます。
0:19:41	宮井他、
0:19:46	ちょっとすいませんあんまりこういった上屋を建てて、何とかっていうのは全然、
0:19:50	想定してなかったもんですからいろいろ、
0:19:52	聞いちゃいますけど、
0:19:56	東北からだから、
0:19:59	今の単管パイプと弁や上屋を作って、
0:20:04	当然
0:20:06	雨風が入らないような構造にして、
0:20:18	えっとね。
0:20:20	図で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:31	3 ページの図 1 で上屋っていうのはもうこのな。
0:20:35	ダクト全体を負う形で、
0:20:38	設置される感じです。
0:20:44	原子炉機構ハンダです。建屋から廃液の貯蔵施設まで全体を一気に追うような大きさの上屋を建てるのではなくじゃなくて、
0:20:54	はい、作業の都度、小さい上屋を建てて、撤去の都度、横に色変え、
0:21:02	管理区域解除して移動をもう一度館野繰り返して、
0:21:06	行います。ある。今度、
0:21:11	高ジャマーじゃちょっと、すみません。規制庁の本田です。ちょっと想像で申しわけないけど何メーターかを
0:21:19	掘削して、
0:21:21	撤去して、そこが終わったら次の何メーター。
0:21:26	何メーター何メーターつつつてもどうぞ徐々に終わりの、最後まで行くってことです。
0:21:32	なるほど。
0:21:37	原子力法ハンダですその通りでございます。
0:21:47	ちょっと上屋の話はちょっとまた、違った形で、
0:21:51	ちょっとご説明いただくかもわかりませんがちょっと今日のところは、うん。ありがとうございますちょっと。
0:21:57	大体、
0:21:58	最初に特権で、
0:22:00	やるっていう形はわかりました。
0:22:03	それでちょっともう 1 個は、
0:22:05	刀禰。
0:22:07	7 ページ。
0:22:13	これの上のこのモニタリングの、
0:22:16	これを機削除するっていうんだけどこれ、
0:22:20	固有の設備でないためってのはちょっとわかんないんだけどどういうことなんですか。
0:22:26	原子力機構ハンダです。運営と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:29	管理区域内にありますハンド黒須も来た衛藤スタッフダストモニターとかエリアモニター関係につきましては、施設に備え付けられている設備でございます。今回も、から削除することなく、
0:22:43	維持いたします。探しの中で、個人線量計ポケット線量計につきましては個人が着用したものを大切にないものということで削除になります。その使用施設、
0:22:56	の、
0:22:57	ところにこれがエントリーされちゃってるってことなぜわかんないけど、理由は不明ですけど、個人がつけるこういった線量計が使用の施設が設備になっちゃってるってことですね。
0:23:09	それを直したいと。
0:23:11	原子力をハンダですその通りでございます。わかりました。
0:23:34	規制庁の本音でそうずっとこれ取っちゃうとまた別にどっかで登場しますかねこの辺の記載っていうのは、
0:24:05	原子力機構の中嶋です。許可許可申請書中に他の記載できません。
0:24:12	本来、
0:24:18	わかりました。はい、ありがとうございます。
0:24:21	あれば、
0:24:23	大丈夫。はい。
0:24:26	ね。
0:24:31	再処理特権は以上でスドウも、ありがとうございます。
0:24:37	原子力機構の中嶋です。ありがとうございます。
0:24:43	はい。
0:24:44	生きて入る機構の
0:24:47	なれるって、
0:24:48	続きまして、
0:24:51	プルトニウム研究費等の説明を鈴木さん 1000 も行います。
0:24:59	お願いいたします。
0:25:11	はい。
0:25:14	はい。これから
0:25:17	形状機構シミズです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:19	プルトニウム研究棟の確認変更申請についてご説明させていただきます。資料のほう、添付2の資料になります。音聞こえてます。
0:25:30	聞こえてます大丈夫です。
0:25:34	それでは、にとって1万円。2ページ目です。プルトニウムかっ変更というと、
0:25:43	今回プルトニウム研究等につきましては使用の許可を廃止すると。
0:25:49	ということで、申請書中から記載を全部削除するという変更させていただきたいと存じます。はい。
0:25:57	変更の理由といたしましてはプルトニウム研究2-1棟をこちらの方廃措置に向けての廃止に向けた土地、
0:26:05	その確認の使用を完全に廃止いたしまして、
0:26:11	管理区域解除に向けた工事等に着手していくという予定であるということから、このような変更でございます。
0:26:20	資料次のページ、プルトニウム研究等の概要について記しております。
0:26:26	左側に、に文章で、これまでの経緯、そして右側にそれらを図表の方で示したのになっております。プルトニウム研究等につきましてはプルトニウムの取り扱い技術の確立とその基礎物の研究と、
0:26:42	というような観点で、昭和35年に建設されて、それ以来プルトニウムに関する取り扱い技術の開発等、様々な研究開発を行ってきました。
0:26:55	一方で、3段落目にありますように平成26年度の機構改革におきまして、施設の廃止の方針が決定されまして、これまでの間、
0:27:05	廃止に向けた準備、燃料の搬出、不安で安定化处理、それから他施設への燃料の搬出等を行ってきました、
0:27:13	令和2年12月までに、施設で保有していたすべての核燃料物質、それからR1を含むですが、すべてハウスを完了いたしまして、
0:27:24	令和3年6月には、政令41条非該当設備の管理の移行というところまでを完了しております。
0:27:31	今後いよいよですね、管理区域解除に向けた設備の解体撤去を行うため、許可のほうを廃止させていただきまして、監視するための仕様変更許可を行いたいと考えております。
0:27:46	これまでの経緯を記載したのが右側の表になっておりまして、先ほど冒頭で申しました

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:53	の燃料の搬出等の流れを記載しております。
0:27:57	管理区域の解除に向けての工程につきましては、様々な契約、許可、それから契約等様々な条件がありますが、
0:28:07	計画といたしましては、令和 5 年度着工、令和 8 年度、
0:28:11	完了、約 4 年間の工程での完了を予定しております。
0:28:17	次のページ、
0:28:20	建屋の概要を示しております。
0:28:23	プルトニウム研究棟、左下に写真がございますように、っと、地上 1 階、それから上に排風機室を乗ったような、比較的小規模な建屋神戸となっております、
0:28:36	この中にグローボックスが 15 台、それからフードが 4 台、
0:28:41	設置されておまして、地上 2 階部分にはは液体廃棄設備の設備が載っているようになります。
0:28:49	また建屋から少し離れたところにですね、離れたところ、隣接して、廃液貯槽室、
0:28:56	それから集水ピットといった液体廃棄物の設備が設けられている構造になっております。
0:29:04	これらを図面でし平面図で示したのが 5 ページ目の資料になります。
0:29:12	真ん中の図で網掛けになってると、管理区域単位の部分でございまして、S I T 白抜くなってるところは非管理区域で、居室等の設備が
0:29:25	教室等が設置されているエリアと思います。
0:29:29	写真の方で各設備等を重立ったものを載せておりますが、
0:29:38	当特段ですね特別な設備機器はございませんでして、グローボックス度、それから気体廃棄設備、液体廃棄等が設置されておまして、
0:29:49	これらを順次撤去した上で、最終的に管理区域解除まで持っていきたいと考えております。
0:29:56	この中でですね先ほど再処理特別研究棟の方でプルトニウム研究棟と再処理特別研究棟をつなぐダクトがあるというお話がございましたが、
0:30:07	それがですね、この
0:30:11	真ん中の建屋平面図で、
0:30:14	敗血症喪失というところから、左側に線が矢印がありまして、そこに液体廃棄設備、屋外埋設配管というふうにしてしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:26	これが先ほど説明、齋藤君の説明でございました。
0:30:32	藤再処理と同じようにですね、ダクトで収納された配管が退職特別研究棟と接続されているという状態になっております。
0:30:42	これらの撤去につきましては、先ほど大野最終特別研究棟と同じようにですね、上屋を設けながら、順次撤去していくことと、
0:30:53	これまでの使用記録等から見ますと、
0:30:58	実績がどうもないようございまして、また、最初に特別研究棟側の
0:31:06	受入れる部分につきましては、もうすでに閉止措置を完了している状況です。
0:31:13	これらの所、その時の汚染検査の記録等からですね、汚染はないものと、想定はいるんですが、万一の汚染が残ったということに備えて、
0:31:23	最初に特別研究棟で説明あったように、同じような上屋を設けながら、解体工事ということを予定しております。
0:31:34	次のページ、管理区域解除までの工程を記しております。
0:31:42	最初にグローボックス、それからフード等汚染の残存する設備機器の撤去を行った後に、
0:31:49	順次、床室管理区域内の埋設配管。
0:31:56	すいません。管理区域内における液体廃棄物の配管。
0:32:00	これは床な床の肉厚にですね、入っている配管等も含みますが、こういったものの撤去。
0:32:09	それから気体廃棄設備の撤去を行いまして、最終的にこの離れにある液体廃棄設備等もを解体いたしまして、管理区域解除を進めていくということになります。
0:32:22	一つ、プルトニウム研究等で特別なものといいますと、ここに下から三つ目の欄にございますアスベストの除去ということがございます。
0:32:33	いえ。
0:32:36	建屋の中にですね天井にアスベストを塗り込めたエリアがございまして、現状売り込みをしておりまして、その労働安全基準法等に基づく、
0:32:47	作業環境測定等を行いながら管理をしているところでございますが、これをははつるという作業がございまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:56	これにつきましてはこの後の説明書であります。資料中で説明しますように、芝田の防止法に基づく、必要な措置等を講じながらですね、
0:33:07	作業者の見込みをする措置をとりながら、
0:33:12	撤去作業を行っていくということになります。
0:33:17	全体工程としましては4年、約4年で管理区域解除までが完了する予定です。
0:33:25	これら、人事解体をしていくに当たりまして、その間の設備等の性能の維持に関する考えを、7ページに示しております。
0:33:38	建屋につきましては、汚染拡大防止という観点から、管理区域解除まで、
0:33:45	機能維持を行います。
0:33:46	また、液体廃棄設備につきましては、
0:33:50	汚染の発生の恐れあるグローボックスであったりフードの解体撤去まで維持期機能の維持を行う例です。
0:33:58	その後液体廃棄設備の配管等ですね撤去に取りかかっていくこととなりますが、その機能停止後におきまして、管理区域退出時における洗浄等につきましては、ウェットティッシュ等でですね、手を拭くという行為で、
0:34:14	代替いたしまして、万一の身体汚染が発生したという時に備えましては、仮設の沢設備等合計、この排水については大量の水が発生することはありませんので、
0:34:26	固形化処理と、乾燥処理等々を行いまして、固体廃棄物扱いとして処理する予定でございます。
0:34:36	また、気体廃棄物につきましては、
0:34:40	解体撤去後は、管理区域内の内側のはつり作業等も予定しておりますので、そういった作業が管理完了するまで、
0:34:50	固体廃棄設備につきましては固体廃棄物の引き渡し完了するまで、
0:34:55	放射線管理設備につきましては、管理区域解除まで、
0:34:59	それぞれ機能を維持するということを予定しております。
0:35:04	最後のページで、解体撤去に係る安全対策についてですが、すと閉じ込めの多い①、②の部分につきましては、再処理特別研究棟でお話があったものとほぼ同じような内容になっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:20	改定的はグリーンハウスの中で、
0:35:22	また、屋外の埋設配管等につきましては、上屋を設けて、行うということになります。
0:35:29	火災防護についても考え方は同様で、可能な限り、熱的制限を行わず、火災予防に努めるとしております。
0:35:38	その他のところに、アスベストの、先ほど先ほど申しましたアスベスト2Eの扱いに関する考えを記しております。
0:35:47	アスベストの除去作業につきましては、グローボックスで合ってる風土といった、主要な設備がなくなった後に、天井部分が見えるようになった状態で、回避いたしまして、
0:35:58	大気汚染防止法、石綿障害防止規則、
0:36:03	等に基づいて、石渡さん。
0:36:05	作業責任者の選任等を行った上で、
0:36:08	飛散防止措置を講じて実施するということを考えております。
0:36:14	以上、プルトニウム研究等の変更許可申請と、
0:36:18	申請の内容、それから解体提供等にする安全対策を説明させていただきました。
0:36:24	以上です。
0:36:26	はい。規制庁の本田です。ありがとうございます。
0:36:29	藤。
0:36:34	まずね2ページで、記載を全部削除するっていう、
0:36:40	変更内容、状況はわかった、わかったので全然策ってことなんでしょうけど、これは一方でね、次のページかなこれ。
0:36:53	次の3K3枚目か、3枚目の一番下の、
0:37:00	からで、
0:37:02	今後、管理区域解除に向け施設の解体撤去を行うため核燃料物質の使用を廃止する。
0:37:09	各電力の集合許可を行うって書いてあるんですけど、これとの関係は、
0:37:15	どう考えればいいですか。
0:37:19	えーとですね。うん。使用許可のを廃止するために、はい申請書の内容といたしましては、記載のすべて達成させるという考えで書いております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:32	そうすっと出てくるコンコン今後で出される予定の、
0:37:38	申請書はもう車イメージだと9古井等のかかる。
0:37:43	記載はもう全然策で、
0:37:46	変更後は前なくなるってそういうイメージですかね。
0:37:52	はい、原子、原子力機構シミズです。
0:37:54	はい。その通りでございます。
0:38:00	あそこもう、
0:38:01	いやあ、
0:38:08	ちょっとこれ確認、ちょっとすいません今までもね他の、原科研だけじゃなくてカクサケンとかいろんな
0:38:15	ところでせ建物とも全部止めますっていう変更ってのは何回かあるわけですけども、
0:38:23	ちょっとそういう時に申請書ってどう。
0:38:27	いまいち。
0:38:30	安全策するのは間違いないんでしょうけど。
0:38:36	そうすると今、
0:38:38	4年から5年かけて行おうとしてる解体撤去の作業があるじゃないですか。それは、
0:38:45	それは、
0:38:48	今回出される申請書の中でこういうことをやるっていうふうな、
0:38:52	資料で、添付されるわけですか。
0:38:58	はい原子力機構シミズです。まず
0:39:03	申請書の記載ぶり等につきましては、これまでに同様に、
0:39:13	評価を削除して解体を行いました。減少化研究ですと浦野研究と、それから核燃料サイクル建設と燃料製造期間で行っているの、
0:39:25	それらの申請書、それから申請にあたって提出しておりました参考資料等をいろんなものを用意し、
0:39:35	する予定でございます。わかりました。すいません。今まさに二つの建物をちょっと頭浮かんでただけど
0:39:43	わかりました。はい。
0:39:44	それを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:48	はい、わかりました。それでねもう1個は、あれですあれ、
0:39:57	再処理特権と繋がっているダクト。
0:40:01	これもやっぱり同じように上屋を建てて、解体撤去するって、御説明だったんだけどこれ最初特権でちょっと、
0:40:09	発言させていただくとちょっと今日のところでは、そういうことをやるんだなっていうことで、
0:40:15	理解はしますけどちょっと今後ね、申請がちゃんとなされてちょっとそのあとの、
0:40:20	面談でちょっといろいろ確認させていただきたいことがあると思うので、ちょっとご承知おきいただきたいなと思います。
0:40:29	それから、
0:40:30	7ページでですか7ページで液体廃棄設備の、
0:40:38	話なんだけど、
0:40:42	これ液体廃棄設備はこのタイミングで撤去しちゃっても、撤去するのってあんまりよくないんじゃないかと思うんだけど、
0:40:50	どうですか。つまり、えっとねその前のページ、6ページが6ページのグリーンの工程のところ、
0:40:58	つまりね行きたいっていうのはその下最後の最後はね、残しておいた方がいいんじゃないかと思うんだけど、それ何か理由があるんですか、このタイミングでできちゃいます。
0:41:10	理事驚見です。
0:41:11	えっとですね、まず管理区域の内、このグローブボックスであったり、フードが設置されている部屋、こちらの部屋の中にですね、もう使用を停止している排水配管等がございますので、はい。
0:41:26	それらを鉄橋をまず着工する予定です。
0:41:31	その後ですね、
0:41:35	一旦、工程表の方で間が空いているんですが、
0:41:40	は、屋外の廃液貯槽等につきましては、
0:41:48	ええ、そうですね、その屋内はい、
0:41:53	管理区域内の耐配管の鉄塔の後に行うんですが、その汚染のある設備機器、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:01	頭の撤去につきましては、そのグローブボックス、フード、こういったところに集約されていると考えておりますので、それらの撤去後には、
0:42:11	何ですかね、身体汚染等に関わるような路線の
0:42:19	充当な重篤なものはないと考えまして、このタイミングでの機能停止ということを考えております。
0:42:28	いや委員ぱつとここの説明、規制庁の問題ですけど
0:42:33	鉄橋のね、
0:42:35	機能で。はい。液体廃棄施設の機能停止後の措置として何かウェットティッシュとか、何かそういうことであるんだなっていうのをちょっと非常に
0:42:46	ここちょっと引っかかったところで、
0:42:48	このタイミングがねその下の方の気体廃棄設備ってのはこうだから本当最後の最後まで気体廃棄設備は何か、
0:42:56	生かしてるのかなと思ったもんですから。
0:42:59	鍛えていきたい廃棄物の最後のちょっと極端に言うと管理区域の解除までね。
0:43:05	いよいよ解除までこの二つってのは残し、だから、
0:43:09	ここの二つの替え検挙されて管理区域解除っていうイメージっていうかねそういう流れがあるのかなとちょっと思ったもんだからちょっと途中で、
0:43:19	汚染がないことは間違いないから、
0:43:24	汚染がないんが間違いないくて
0:43:28	何だっけ、その人体に与えることもないでしょうというご判断で、このタイミングでの解体撤去ってことになったんだけどそこは
0:43:39	もうちょっと、あんまりこうね念押しっていうかその日しつこいように申しわけないけどまあまあ、万が一ってことはあんまり本当に考えられないほどもう、
0:43:48	汚染がないんだよっていうことは確実にいえるってことなんですかね。
0:43:54	はい。原子力法シミズです。壁床とかのですね、汚染状況につきましては、これまでの廃止措置の準備段階におきまして、過去に汚染があったとかというような記憶がある部屋に対しての、
0:44:08	汚染状況調査等を行っております、そういった壁床で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:16	残存する汚染等はないというところまでは確認が取れております。ただ万が一のということの観点でこの解体撤去の管理改善に向けた作業では、
0:44:28	表面塗料等のハツリなどを考えているところはございますが、こういった状況から、身体汚染重篤な身体汚染に繋がるようなものはないと考えています。
0:44:39	前年になります浦野氏等でも用意はしていたんですが、非常用のそういった液体廃棄施設が使えない状況になった後の汚染に備えては、
0:44:52	簡易のシャワー等も用意したしながら運営作業を行いますので、そういった事象の発生の際の対応ということは可能かと考えております。
0:45:03	規制庁の本多です。はい、ありがとうございます。対応は可能なんでしょうけども、
0:45:12	あんまりここで、すみませんはここでちょっと
0:45:18	議論っていうのは、質問することではないのでわかり、そういう計画でいらっしゃるといことは理解しました。
0:45:32	はい。配管の
0:45:37	で、それ以外、
0:45:45	そういう説明で、
0:45:55	これ、
0:45:57	そうそう。うん。うん。
0:46:02	規制庁のホンダでちょっとすみません、何度もしつこくて6枚目の
0:46:07	一体廃棄設備の撤去のところでは真ん中の、
0:46:11	2年目のところに、室内配管の撤去のかな。
0:46:14	あるんだけど、
0:46:16	だからこれ以降はもう、
0:46:19	その液体が、手洗い以外、
0:46:26	何、屋内外じゃねもちろんその液体の廃気体廃棄物発生するような解体撤去工事もないやり方もしないし、
0:46:36	或いは今ご説明あった通り
0:46:39	退出するときはこの上のティッシュで拭くとか、簡易のシャワーを室を用意しとくとかという、
0:46:48	ぐらいの準備で置いておけば

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:52	非常に重たい身体汚染を発生するような、解体撤去工事は、
0:46:59	ないしもともと古井等においてもそんな、
0:47:03	そういった作業がないごめん違う、その解体工事が無いというふうなこと。
0:47:11	でいいんでしょうかね。すみませんちょっとわかんない。ごめんなさい。大丈夫ですか。
0:47:15	はい。減益ご審議です。はい。ご認識の通りですね、屋内配管の撤去、これ屋内配管ってのは最終的に手洗い水等もの系統等を含むんですが、まず実験室関係にある、はい。配管等の撤去を済ませまして、
0:47:32	その後、最後に寺井設備の撤去を行って、ここでは言う屋内配管の撤去工事ということが完了させる予定でございます。
0:47:45	これ以降につきましては、床壁の除染等をでの、いわゆるグローブボックスがあった部屋で、ただ、
0:47:56	何ですかね、重篤な汚染等がし作業者の汚染等が発生することはないと。
0:48:04	考えております。
0:48:07	はい。
0:48:08	規制庁の本田です。わかりました。ありがとうございます。
0:48:13	じゃ、古市はこれで結構ですどうもありがとうございます。
0:48:20	はい
0:48:22	原子力機構の
0:48:24	伊奈です。引き続きまして、FMFN-S総論です。
0:48:30	説明をさせていただきます。申します。
0:48:38	はい。はい原子力機構の阿部です。続きまして添付の3番。
0:48:43	A F A Sの
0:48:46	5年の変更許可申請について、
0:48:48	説明させていただきます。
0:48:54	はい。お願いします津野P
0:48:56	はい。次のページの行きまして、まだFN-S
0:49:01	41条非該当施設でありまして、はい。
0:49:06	と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:07	しフェンスの概要はこちらの下、うん。
0:49:11	記載されてるとなっております。はい。
0:49:17	続いて3ページですね、こちらへ行きまして、
0:49:21	まず本申請の目的であります、f s等について廃止に向けた措置に移行するため、
0:49:28	変更許可申請を行い、主要目的を
0:49:31	廃止に向けた措置に関する内容に変更するというものです。
0:49:36	その2ポツ辺本申請の内容ですが、まず2-1の、
0:49:41	核燃料物の使用終了ということで、
0:49:44	主要の目的を施設の廃止に向けた措置の実施に伴う、維持管理する設備の管理に変更します。
0:49:53	核燃料物の種類及び予定主要期間、年間主年間予定資料等について該当なしに変更します。
0:50:01	そして製紙用施設の設備から、施設の維持管理に必要なハンドルクロスモニター、サーベイメーターを除く設備を削除するというものになります。
0:50:13	次のページにいまして、
0:50:17	2-1-1 主要施設の設備から削除する設備としまして、こちらの方は解体撤去する設備の方になります。
0:50:26	施設の廃止に向けた措置を進めるため、その他実験設備である検出器、回転架台、
0:50:34	移動架台の撤回撤去を行います。
0:50:38	f s等で密封状態の核燃料物質のみ使用していたためこれら
0:50:43	解体撤去する設備には核燃料物質による汚染はありません。なお、
0:50:48	放射、解体に当たりまして、
0:50:50	放射性同位元素使用施設としての汚染を確認した場合には、
0:50:55	放射性廃棄物として、
0:50:57	放射性廃棄物処理場の方へ引き渡します。
0:51:03	続いて5ページに行きまして、
0:51:06	2-1-2 ですね、主要施設の設備から削除する設備としてその他の設備なんです、こちらの方は解体撤去が不要、または

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:18	記載の削除に進むものでありまして、
0:51:22	市こちらの方は同じく施設の廃止を進めるために、核分裂計数管、
0:51:32	括弧して小型核分裂計数管及び小型核分裂計数管、あと放射能測定器、 γ括弧ガンマ線スペクトルメーター。
0:51:41	放射線管理設備、括弧エリアモニターを削除いたします。
0:51:47	むしろの部分は前のページと同じ文章でありますので、
0:51:52	説明は割愛いたします。
0:51:59	次のページですね、受けまして2-2としまして核燃料物質の貯蔵数量、
0:52:08	なります。
0:52:08	こちらの貯蔵施設の設備を該当なしに変更をし、
0:52:13	ちょうど設備であった核燃料物質、観光、維持管理設備へ変更します。
0:52:20	核燃料物質不感この維持管理方法は
0:52:24	の下の方に記載されている通りとなります。
0:52:30	その下の方に、
0:52:32	のポツですが、
0:52:35	核燃料物質の使用及び貯蔵に起因する実効線量の方なんですけど、既存の 固体廃棄物に起因する実効線量に比べて極めて小さい。
0:52:45	3000分の1以下です。南。
0:52:49	のため、
0:52:50	核燃料物質の使用及び貯蔵終了に伴う、
0:52:54	添付書類1、2ポツ2の、
0:52:56	保管廃棄施設に係る実効線量評価における、
0:53:02	廃棄物の取り扱いに従事する者、人が常時立ち入る場所、
0:53:06	管理区域境界、
0:53:08	もう実効線量の数字に変動はございません。
0:53:16	次、次のページいきまして酸味ポツのその他としまして、
0:53:24	申請書本文の7-2。
0:53:27	主要施設の構造、
0:53:30	において、主要施設の設備、
0:53:33	昨年伴い、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:34	f s等の建屋構造等を記載することと、
0:53:39	したいと思います。
0:53:41	こちらの表一番左側の主要施設の名称のところに、
0:53:47	これまで資料IIの閃いとして4室、4段の表になっていたんですが、
0:53:54	主要施設の設備がなくなりますので、
0:53:57	今度こちらの方は、
0:54:01	施設の古瀬の建屋構造等ということで施設、
0:54:06	のF S等の施設名称ですね。
0:54:09	あと、今、構造、
0:54:11	設計仕様と、こちらの方については
0:54:15	現在すでに申請書に書かれている情報を
0:54:19	こちらの方に記載させて、させていただくという形にしたいと考えております。
0:54:27	f sの方の説明は以上になります。
0:54:35	はい、規制庁の方ですありがとうございました。
0:54:39	ちょっとまたすみません蒸し返すようで申し訳ないこれf s等々、古いとって立場としては一緒ですよ。もうICするって、
0:54:50	違うのかしら。
0:54:56	原子炉機構ヤマダです。はい。すいません立場というのは回避措置をするという、まずそうで、まずそれは共通ですねそれであと、
0:55:11	類等は、もうとにかく間全部さ、管理区域解除までいっちゃいたいですよ。
0:55:19	A F A S等、もう、
0:55:22	それを目指してはいるんですよ一応、
0:55:25	違うの。
0:55:27	原子力機構の山田です。今回のF N - S。
0:55:31	の件ですけども、これ先ほどありましたプル1につきましては、すべてをなくし管理区域で、こちらのF Sにつきましては、まだR Iの
0:55:42	取り扱い残っておりますので、相当踏み込んでも、使用施設としての設備、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:47	今、今までありました部屋の話でありました。はい。先ほど写真になりました。うん。
0:55:54	検出器の回転がないとか、
0:55:56	こういったものが教科書にまだ載っておりますので、そういったものだけを削除すると、管理区域としてはまだ維持していく状態でございます。
0:56:04	各年の管理区域はまだ一応維持するわけですか。
0:56:10	減少機構ヤマダです。はい。そのコンタミの問題を、
0:56:15	評価指標にも、なかなか難しくなってしまうので、R Iと同時に管理区域解除を目指しております規制庁の方でありました。つまりR I Aが残ってるんで、
0:56:25	このために使用にもできませんと。
0:56:28	だから、だから今山尾さんおっしゃったみたいR Iの本当に終わりが見えないと施設廃止っていうp r o f i tみたいな状況には持っていけないというふうに、
0:56:40	理解しました。ありがとうございます。
0:56:58	えっと、規制庁の方でその解体撤去とかいろいろされる。
0:57:03	思うんですけど、
0:57:06	それはナ・デックスの
0:57:10	参考資料としてその解体撤去にあたっての安全、
0:57:15	確保とかっていう説明の紙はつついているんでしょうか。
0:57:21	はい。機構の阿部です。はい。
0:57:26	はい。はい。
0:57:29	最初に特権プルと同じように、同じような、はい。説明書をつけさせていただきます。わかりました。ありがとうございます
0:57:43	あと最後のね添7ページのやつは、これは、
0:57:48	ちょっと持ってくるか、ちょっとちょっとお待ちくださいですね。
0:59:22	はい。
0:59:28	こういう、
0:59:30	規制庁の本田です。
0:59:34	あれですね最後のこの7ページのやつは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:38	現状はそのターゲット室が1に、あと、作業室とかホット測定室っていうふうに列挙されているんだけどもこれらが、
0:59:47	なくなるのでこの
0:59:51	f s等っていう、この、こういう記載に変更するっていうことですかね。
0:59:57	はい。院長機構の阿部です。はい。おっしゃる通りでございます。もともとF S等って書いてないんですねこれね既許可でね。
1:00:08	表の上の文章が減少傾向なんですよ。文章にあれですね、そのような文章が確かにあります。1のところにあってね。
1:00:19	フェアネス等の晶出使用施設は、ターゲット室、
1:00:24	作業室ホット測定するであるって言うてる。
1:00:35	あとは、
1:00:38	はい、わかりましたはい。
1:00:39	あります。
1:00:41	いいですか。はい。F N - S等ありがとうございます。
1:00:45	はい、ありがとうございました。
1:00:49	はい
1:00:50	検証機構の皆で引き続きまして、放射性廃棄物、あまり上の説明に以上でございますが、
1:01:02	バックエンドじゃなくて、処理場、さっき、
1:01:07	原子力機構のシイナ、申し訳ございません、バックエンド研究し、
1:01:12	節税バックいたします。
1:01:15	守谷の部屋。
1:01:18	はいそれではバックエンド研究施設について戸次技術課盛田からご説明いたします。
1:01:25	はい、お願いします。
1:01:27	はい。資料共有しておりますアクリ研究施設に関する変更についてということで、まず1ページめくっていただきまして、変更の概要ですね。
1:01:38	今回ですね、バックエンド研究施設、
1:01:42	このページでいうと下の方ですね主な変更内容になりますけれども、①と②は、他の施設と同様のなりますので、あまり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:52	今回のご説明は省かせていただきます。3番目ですねこれが施設固有の変更になりまして、グローブボックスB-7、あとそれに付随する質量分析計がございます。こちらを廃止してて、解体撤去を実施していきます。はい。
1:02:08	次のページにつきまして、①番は今回ちょっと省略させていただきます。
1:02:14	②番、この後ですね放射性廃棄物処理場の方で詳細あるんですけども、バックエンド研究施設においてもですね、この液体廃棄物の区分を今回章全体の変更に合わせてB-1というものをBに、
1:02:28	変更いたします。それに合わせてですね、ちょっと放射能濃度の上限といますか、高レベル廃液、貯層する上限をちょっとバックエンド研究施設においても10-4乗を超えるものから、
1:02:42	10-30を超えるものを高レベル廃液貯槽に保管。
1:02:46	いうふうに、施設として変更いたします。
1:02:49	うん。この液体廃棄物に関する変更は以上になります。はい。
1:02:54	続いてですね、施設固有の主なところとして③番グローブボックスB7及び質量分析計の廃止といたしまして、
1:03:04	こちらに平面図と、あと出力設計の外形図載せております。このグローブボックスと質量分析計を解体撤去しています。グローブボックスと質量分析計についてはですね、右側半分に記載の通りですね。
1:03:20	設置当初からですね、使っていたんですけども使用の目的として、終了しております。こちらを解体撤去していくという予定でございます。
1:03:30	詳細はですね次のページに行きまして解体撤去を行うにあたっての安全対策といたしまして、こちら解体デッキに関する安全対策の参考資料として、他の施設と同様に添付、
1:03:44	いたします。はい。そこに書いてあるざっくりした内容ですね閉じ込めに関してはですね、再処理特別研究棟ですとか、あと同様にですね、グリーンハウス等を設置して、
1:03:55	グローブボックスの解体を行って参ります。火災防護についてもですね、なるべく火災が発生しないような手法をとっていきますという内容は同じでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:07	そしてですね最後グローブボックスの排気系統ですね、こちら治療を継続する系統が一部残りますので、そこの取り合い部分、こちらについてはですね閉止盤等による閉止措置。
1:04:21	行いまして、こちらは使用前事業者検査等と使用前確認を予定しております。
1:04:28	パペット研究施設のご説明内容は以上になります。
1:04:32	はい。規制庁の本田ですありがとうございます。
1:04:42	この最後の5ページの、
1:04:44	使用前確認を予定してるっていうところはその4ページのこの図とかで何か御説明ってできます。
1:04:53	えっとですねすみません4ページの図にはですね、この排気配管はちょっと書かれていないので、ちょっとはちょっとなかなか難しいんですけども、
1:05:04	申請に添付いたします参考資料につきましては、図面をつけておりますので、わかりました。はい、ありがとうございます。はい。
1:05:16	ちょっとこれはだから戸次さんに聞くべきことじゃないのかも申しないけど3ページのその濃度の話あるじゃないですかここは。
1:05:23	この
1:05:28	1桁下げ下げてますでしょ。10-3条。
1:05:33	はい。ここは、
1:05:34	施設特有なんですかそれとも受け入れ側の、もう決まり事なんですか。
1:05:41	そうですねこの液体廃棄物の区分としては、あそこ全体で変更してまして。はい。はい。バックエンド研究施設として、いわゆる
1:05:52	今までその中の四条、はい。
1:05:55	だったものが出たらどうしますかというところは、バックエンド研究施設としては、今まで、
1:06:01	放射性廃棄物処理場に出してたんですけども、今後はもう高レベルの廃液貯槽へ貯留しますと、いう形に変更いたします。
1:06:12	だから、
1:06:16	だからだから、これは施設、施設で決めた値ってことかな。
1:06:22	そう。そうですね。うん。
1:06:26	了解。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:28	それは何か、どういうどういった背景があるんですか。
1:06:35	はい。ですねそもそもその全体でこの廃液の区分が変わってしまってメインになって、実態としてですねバックエンド研究施設においてはですね、
1:06:47	この10-4乗を超えるものってのは極めて少ないという形になってまして、法レベル廃液系貯槽への貯留で、事実上問題ないということで施設固有の変更を行っております。
1:07:01	別記では、そのなかなか発生しにくい濃度のものなので、
1:07:07	貯層で保管するんでもう十分でしょうということですか。
1:07:13	そうですね。
1:07:15	はい。その通りでございました。はい。
1:07:48	はい。はい。いいです。継続する。
1:07:51	衛藤。
1:07:53	決めるを聞けばいいんじゃない。
1:07:58	これ最後。
1:08:04	すいません。
1:08:05	一応規制庁の水野です。
1:08:08	はい。
1:08:09	ちょっと1点お伺いしたいんですが、
1:08:13	資料8、5ページに使用前確認のところで使用を継続する系統というところがあるんですけど、それってどこになっていたものになります。
1:08:24	原子力機構の盛田です。こちらですね、グローブボックスの排気系統がですね、他のまだ使用を継続するグローブボックスの排気系統と、
1:08:35	接続されて配管に繋がっているところがございます。この撤去するグローブボックスの部分ですね、こちらの途中で配管を切って、
1:08:45	隔離していくんですけども、まだ使っているグローブボックスに残っている部分との取り合い部分ですね、そちらに非番を入れて、その部分について、
1:08:56	お米事業者検査使用前確認を行う予定としております。
1:09:03	ありがとうございます。では一部、甲斐撤去が必要な部分があってそれ以外に、まだ残されて使用頻度、
1:09:12	ブラウを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:14	使用を
1:09:17	ブロックボックスであるということで、
1:09:20	よろしかったでしょうか。
1:09:23	はい、原子力機構の守田です。おっしゃる通りでございます。ありがとうございます。
1:09:29	若井小田島。
1:09:31	はっきりご説明ありがとうございました以上です。
1:09:35	はい。
1:09:38	はいページ、
1:09:39	このA1、
1:09:41	今ね、
1:09:43	放射性廃棄物、
1:09:45	処理場の説明にさせていただきます。
1:09:53	はい。現象機構のつどと申します。映像音声と良好でしょうか。はい。
1:10:00	よろしく申し上げます大丈夫です。
1:10:03	はい。ではそれじゃ、通常分についてご説明させていただきます。
1:10:08	まず資料の1ページ目でございますが、申請の概要ということで、
1:10:13	本日は、処理場の第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等を使用停止して、喜多駅物に関わる処理を第三期分処理とセメント固化装置等に集約するものとなっているものでございます。
1:10:26	大きな変更としては3、4点ございまして、一つ目が、第2が機具終端スタート固化装置の事業停止と、
1:10:33	それからそれに伴いまして二つ目としまして第三期部署伊東で受入処理を行う江北駅物の放射性物の濃度区分の変更と、
1:10:43	それから三つ目としまして喜多駅物の、その放射性物質の濃度区分自体の変更と、それから四つ目その他となっているものでございます。
1:10:52	こちらにつきましては、第二期分処理棟のアスファルト固化停止をですね、令和3年の5月と7月に審査会合でご説明させていただき、
1:11:01	令和3年の12月10日に原子炉設置変更許可申請の方を行いまして、今年ですね、令和4年8月29日に許可を取得したものでございます。
1:11:11	そちらの内容を主要施設につきまして、反映するものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:17	廃棄物処理場の配置図という中身でございますが2ページでございますが、幾つかある柳生処理場のうちへ来た液物の処理を行う第2廃棄物処理と第三期物処理等が今回の申請の対象となっているものでございます。
1:11:33	続いて、3ページ目でございますが、
1:11:36	第2廃棄物処理棟でございますがこちら第三技術室に比べて比較的レベルの高い液体廃棄物であったり、それからまた答え器物。
1:11:46	の処理を行う施設となっております。
1:11:49	ということで圧縮処理を有する答えき物処理施設と液体劇物処理のアスファルト固化を中心とした液体貨物処理施設を有する施設がございますと。
1:12:00	続きまして、4ページでございますが第3機具処理等の概要ということで、同様にですね、谷垣部長と同様の液体貨物処理設備として第三期分処理等を有しております、違うところと言えば、
1:12:14	谷秋葉処理とアスファルト固化に対してこちらセメントで公開するといった装置を有しているものでございます。
1:12:22	続いて5ページ目でございますが、先ほどからありました通り、
1:12:27	第二期部署とのアスファルト固化装置と定数といったものでこちらはですね鍛え器具の発生状況や施設設備の合理化の検討を進めた上でですねこれらを停止して、
1:12:38	代わりん第三期分処理等で処理、行っていくものでございますと、実際に定数施設とした設備としてはですね、廃液調査ポツ2-2、蒸発処理装置交通に、
1:12:50	それからアスファルト固化装置、
1:12:52	こちらの3設備をですね、中心に停止を行っていくものでございます。6ページでございますが実際の停止の中身でございますが、固体廃棄物処理設備については主使用は、継続いたしまして、こちらの液体分処理設備のみ使用停止を行うものでございます。
1:13:11	こちらの液体物の受け入れ系統であったり、ユーティリティ設備関係の系統ですねこれらを閉止措置をするものということで、
1:13:20	具体的にはマップへ千葉等を設置してするといったところを行うものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:26	建屋としてはですね固体基部処理設備が継続使用するというのでアスファルト固化装置自体の解体撤去につきましては、第2処理棟の全体の廃止措置時に実施することを考えているものでございます。
1:13:40	続いて7ページでございますが、
1:13:44	二つ目でございますが措置につきましては先ほど申したように結集フランジ等の設置を基本としましてこちらですね原子炉施設野瀬設計及び工事の計画の認可と、
1:13:56	この後申請させていただくものこちらのを終えた上で実施するものでございますと。
1:14:02	それから、措置の内容としましてアスファルト固化装置の系統内は工業用水ですね、一部ですね、硝酸溶液等を使っているものでございますが洗浄を実施しております、残っている汚染につきましては今後ですね、
1:14:16	作業員が二相して拭き取り除染を行う予定でありますとこちら一部実施済みとなっております。
1:14:22	その他としまして装置内の可燃性物質は全量抜き出しているものとなっております、
1:14:30	北崎廃棄物設備に関わる電源供給等は遮断するといったところでございますと。
1:14:36	今後前処理を行っていかないということで、系統内の圧力上昇等起きないということから、まず、残ってしまった残存線等はですね系統外に漏えいする可能性は極めて低いと考えているものでございます。
1:14:49	液体器物処理設備につきましてはですね保安活動を継続していき、残存する、そういった、
1:14:56	ものにつきましては、処理設備から放射性物質の漏えいを生じないように管理していく次第でございます。
1:15:03	続いて8ページ目でございますが、こちらはですね、許可の図に対して、
1:15:08	今回の申請で、受け入れ系統であったりそれから加熱蒸気の系統であったり、停止することを明確化するものでございます。
1:15:17	それから同様に、こちらす。9ページでございますがアスファルト固化装置に関連する部分としましてこちらもですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:27	スラッチのゲートであったり、NPDの休憩等をですね、するといったところを明確化するものでございます。
1:15:37	続きまして10ページでございますが第三期部署伊藤でございますがこちらにつきましてはですね特に施設設備に対して変更を行うものではないかとでございます。
1:15:47	続いて11ページ目でございますが、大きな変更点としましてこの赤字の部分でございますが第3技術所長において、受入処理対象廃棄物の放射性物質の濃度を 3.7×10 の事情、暮れるパー立方センチメートル未満、
1:16:02	こちらの上限をですね 3.7 掛け 10 の 3 乗と1桁繰り上げて変更を行うものでございます。
1:16:11	もう1点ですね、それから液体廃棄物のレベル区分の変更ということで、
1:16:17	従来、A区分Bは区分B II区分として最大 3.7 ヶ月 10^{-5} 乗といったところでございましたが、こちらを第3廃棄物処理棟の上限に合わせてですね、新しくB区分として設定しまして、
1:16:30	10^{-3} 条を上限とするといったところの改定を行うものでございます。
1:16:35	こちらの 30 を超えるものにつきましては発生元で固形化処理を行って来た益物として取り扱おうと。
1:16:42	いうものでございます。トリチウムのみを含むものについては従来の基準から変わらないものでございます。
1:16:48	これらの変更を行うものでございますが、特段、処理設備への影響はなく、今後の発生量を考慮してもですね、特段処理することに問題ないものと考えておまして、
1:17:00	また、処理後に発生するセメント固化体、
1:17:04	その発生量は若干増加するもののおかげ季節の間能力にも影響を及ぼすものではないと考えているものでございます。
1:17:12	続いて13ページはフロー図になっておりましてこちらの第2 T部処理等の停止とレベル区分の変更を、
1:17:19	変更するものでございますと。
1:17:23	それから要求事項への適合性としまして15ページ以降でございますが、まず1点目第二期部署伊藤についての、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:31	適合性でございます。まず閉じ込め機能ということで谷垣別所伊藤のアスファルト固化装置を提出するものの、廃液の受け入れ、それからユーティリティーシステムの措置を行うものといったものでございます。
1:17:45	ですが、廃液の状況はすでに完了しており、先ほど申した通り今後助成を行っていくといったことからですね、放射性物質が系統外に汚染漏えいする可能性は極めて低いと考えておりますので、
1:17:57	閉じ込め機能の要求事項に対しては特段変更するものはないと考えているものでございます。
1:18:02	それから二つ目遮へいとしましてこちらはですね、液体物の受け入れ処理を行えないということで遮へいに関わる評価ですねそちらの見直しを行うものでございます。
1:18:13	その他としまして、その他ですね火災と、いろいろな要求事項に対して変更ないものと考えております。
1:18:21	続いて16ページでございますが、こちらは第三期部署井藤の区分的区分の変更と交差液体器物の区分の変更でございます。
1:18:32	まず閉じ込めの機能につきまして第3期分処理とは施設設備に何らか手を加えるものではないといったことから、閉じ込め機能の要求事項に対して変更はないものと考えているものでございます。
1:18:42	それから二つ目、遮へいということで、こちらはですね、受け入れて処理する液体器物の定期放射性物質の濃度変更するといったところからですね、再編にかかる計算の見直し等を行っているものでございます。
1:18:55	それから三つ目設計評価事故時の放射線障害の防止ということで、こちらはですね、同様にですね、受入処理するものの濃度を変えるといったところからですね設計評価事故時の放射線障害防止に係る計算の追加を行うと。
1:19:12	いったものとなっております、その他の要求事項に対してはですね、
1:19:16	特段、変更はないものと考えているものでございます。
1:19:20	17ページ以降が実際の評価結果でございますが、まず1点目としまして第2器具処理等の周辺監視区域外の一般法人への評価ということで従来記載のあります廃棄物保管場所からの、
1:19:34	寄与ということで、評価の見直しを行ったものでございます。ただこちらはですねもともと影響の大きい答えき物の対象として評価を行ってい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	るといったところからその結果に変更ないものとなっているものでございます。
1:19:48	それから第2は九州等の2点目としまして廃棄物保管場所に関わる放射性業務従事者とかに区域境界と、
1:19:55	いったところで
1:19:56	線源として一つ目として廃棄物保管場所の答え木口と、それから二つ目としてその他の廃棄施設ということで処理施設数や貯槽等からの影響ということで評価を行っているものでございます。
1:20:10	今回、制限の見直しとしまして、放射性業務従事者に関わる、こちら濃縮液超そうですねこちら液体器物水設備に関わるものであることからこれらの評価を削除するものとなっております。
1:20:22	ただ管理区域境界につきましてはですね、もともと影響の大きい小滝物を対象として評価を行っていたというところから、そちらの評価結果に変更ないものとなっております。
1:20:33	で、実際に見直した結果ですが放射線業務従事者につきましてもですね、濃縮液貯槽からの影響は小さくてですね評価結果に変更がないものといった結果を確認しているものでございます。
1:20:46	続いて19ページ目以降が第3封書井藤のA評価でございまして、大体義務者はこちら気質Aと呼ばれてる部屋にですね、常圧処理装置、
1:20:58	それからセメント固化装置を有するものでございますと。
1:21:01	こちらのセメント固化したものを、容器に入れて置いとくと固い保管エリアといったところと、
1:21:09	運転や、そういうメンテナンス等で発生した金田廃棄物等をですね保管する第3廃棄物処理棟乾固ABと呼ばれている。
1:21:18	物置のようなものですね、この二つの、この三つのですね廃棄物保管場所がございまして従来の評価ではそちらの放射線業務従事者赤枠の部分と、
1:21:28	管理区域境界ですね、青字の部分で評価の方を行っているものでございます。
1:21:34	これについての評価を見直したといったところが、
1:21:37	一つ目の変更でございまして、
1:21:40	すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:42	1 点目としては周辺監視区域外の一般公衆ということで廃棄物保管場所からの影響を評価しているものでございます。
1:21:50	こちらの見直しということで、先ほど申した後片岡エリアという、
1:21:54	液体物を動かしたものの置いとくエリアの廃棄物の、
1:21:58	線源強度を 10 倍して評価をしているといったものでございます。これはですね、先ほど申した申しましたように、放射性物質の濃度区分をですね、1 桁繰り上げるといったところから、それを踏まえて 10 倍するといった評価の方向になっているものでございます。
1:22:14	ただしこの第三期部署 1 棟の保管庫につきましてはこちら液体器物の、
1:22:19	区分変更に伴う影響はないものと考えられるため、こちら、既許可で使用している線源強度をそのまま使用しているものとなっているものでございます。
1:22:27	この結果ですね、通知としては若干上がるものの、周辺監視区域外の線量限度を超えることはないといったことを確認しているものでございます。
1:22:36	続いて 21 ページ目でございますが、こちら廃棄物保管場所に関わる放射線業務従事者それから管理区域境界を評価しているものでございます。
1:22:46	宣言として廃棄物保管場所の答え木口とその他の廃棄施設ということで液体物処理施設、
1:22:53	からの営業を評価しているものでございます今回、一つ目として線源強度の見直しということで、前喜多駅物に関わることを片岡に先ほどございましたその他に常圧処理装置セメント固化装置、
1:23:06	それぞれの線源強度を 10 倍して評価を行っているものでございます。それから他の高につきましては先ほど申した通りでございます。
1:23:14	それからもう 1 点線源の見直しということで、
1:23:17	今回ですね、蒸発処理装置の中にですね、濃縮液貯槽 A B など複数施設の方がございまして、
1:23:25	これが処理を行っていくに従い行き先物が移行していくものでございますがすべての貯槽にですね最大量、液体が貯留されているという評価を行っていましたが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:37	このうち濃縮液貯槽というのはですね運転人両方の貯槽が最大量貯留されることがないといったことからですね。
1:23:44	こちらは実態に合わせて、ベースとしては評価点か近い貯層を選んでいるのですが、両評価し適用の大きい一方のみを考慮するといったところの方を行っているものでございます。
1:23:56	続いて、22 ページでございますが、
1:23:59	その他見直すということで評価時間の見直すと、こちら各作業場所における作業時間を考慮して評価時間の見直しを行うといったものでございます。
1:24:07	まず1点目としまして廃棄物保管場所でございますがこちらは、発生した廃棄物をですね、エリアであったり保管庫へ保管すると、それから施設から搬出する際に取り出すと。
1:24:20	いったところと月1回の巡視のみの作業となることからこれらを考慮して、実態合わせて週40時間から1時間に変更するものでございます。
1:24:30	ただし管理区域境界としては3ヶ月につき500時間という時間で評価を行っているものでございますこちら変更しないところでございます。これらの結果、放射線業務従事者につきましては、
1:24:43	最大となる評価点でも週1にシーベルトを超えることはないといったところと、1年間当たりの実効線量ですね、こちら、50mSvを超えることはないといったこと。
1:24:55	それから、
1:24:56	5年ごとに区分した各機関の実効線量100mSvについても超えることはないところの3点の報告にしているものでございます。
1:25:05	それから同様に、管理区域境界につきましても、線量告示で定める3ヶ月につき1.3mSvこれらを下回ることを確認したものでございます。
1:25:15	それから今回新たに評価の方を追加しているものでございまして、何かと申しますと蒸発処理装置付近にいる作業員、それからセメント固化装置付近にいる作業員の評価と、
1:25:26	それから、人が常時立ち入る場所ということで機器室の中心とそれから最も人が一番いる場所として制御室ですね。
1:25:36	それから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:38	各処理装置から近いところの管理区域境界 2 点ですねこれらを改めて評価し直したものでございます。
1:25:47	で、線源としましてはですね先ほどあったのと今逆転しているもので一つ目として処理装置としまして蒸発処理とセメント固化装置。
1:25:58	それから二つ目として廃棄物保管場所、いずれからの企業も考慮して設定をしているものでございますと。
1:26:07	この結果なんです線源強度はですね先ほどご説明していた、ご説明させていただいたものをそのまま使用しているものでございます。
1:26:16	評価時間の考え方でございますがまず常圧処理装置、ポツ 1 ですが、こちらは基本運転手遠隔操作ですね制御室からの遠隔操作が主となりまして装置周辺の作業は巡視のみとなっていることから、
1:26:30	実態に合わせてですね週 1 時間、年間として 50 週で計算を行っているものでございます。
1:26:36	それから二つ目としてセメント固化装置における放射線業務従事者こちら運転時にですね、一寸木藤付近の操作盤での操作がございますのでこちらを考慮して週 3 時間の年 50 週で計算をしているものでございます。
1:26:51	それから人が常時立ち入る場所として、木津制御室については 1040 時間、年号実習管理強化 3 ヶ月につき 500 時間と。
1:27:01	いった評価を行っているものでございますと。
1:27:04	これらの結果、放射線業務従事者につきましては、基本的には週 1 ミリシーベルト、年間 50mm 米と、
1:27:12	それから 5 年で 102 渋田超えないといったところを確認しているものでございます。
1:27:18	ただ、1.1 が常時立ち入る場所の実効線量機器室につきましては、年間当たりですね、27 ミリシーベルトとなることから 5 年間につき 100m Sv を超えない時間管理等ですね、行っていこうと考えておりますが、
1:27:33	実際制御室での作業がほとんどとなりますので収容中、
1:27:37	事業 10 時間なることはございませんので超えることはないものと考えているものでございます。管理区域境界については 1.3mm を超えることを確認しているものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:48	続いて、26 ページ 27 ページがですね設計評価事故時の評価の追加ということで、
1:27:55	こちら蒸発処理装置とセメント固化装置の運転中に液体廃棄物が漏えいして、放射性物質が漏えいした場合の評価といったところを行っているものでございます。
1:28:06	左側が常圧処理装置、右側がセメント固化装置でございましてそれぞれの貯槽ですね。
1:28:12	から江北液物が全量漏えいしましてそこから空気中にまた放射性物質が建屋から出ていくといったところで、こちら建屋のフィルター等と改札にですね、放出していくという評価の方を行っているものでございまして、
1:28:28	周辺監視区域外ですね一般公衆に対する、外部被ばくと内部被ばくの合算を行って評価を行っているものでございます。
1:28:36	こちらの評価の方法でございますが、核種であったり、効率やインベントリ等はですね、こちら先ほど冒頭にご説明させていただきました原子炉設置変更許可の申請時の事故時の評価と同じものを使っているものでございます。
1:28:52	いくつか申しますと、評価におけるソースタームは処理可能な濃度の上限値等を使用したりとか、それから文献値をもとに効率等を設定しているものでございます。
1:29:02	これらの評価を行いまして、ただ言って、評価点や気象条件、相対濃度や相対線量につきましてはですね、核燃料物質使用施設使用施設の考え方あるといったところで
1:29:16	こちら平成 28 年 5 月に提出しております安全上重要な施設の再評価こちらで使用しているもの。
1:29:23	パラメータ調査も使わせていただいております。内容としては人の行事に着目した支援機関紙以外の
1:29:34	評価を行っております、相対濃度と相対線量が最大となる地点で評価すると。
1:29:39	それから放出時間としては 1 時間平均風速は 1.5 メーター／s e c の風向出現頻度としては 100%等とですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:46	それから体型あて安定度としましては、最悪となる拡散条件とし評価を行っているものでございます。
1:29:53	これらの結果、被ばく評価の結果としまして蒸発装置でも、 4.7×10 のマイナス4乗mS v。
1:30:02	となりまして、いずれもですね、5mS vを超えないことを確認しているといった結果となっているものでございます。
1:30:10	廃棄物処理場の資料の説明については以上となります。
1:30:16	はい。
1:30:18	うん。
1:30:20	規制庁の本田です。ありがとうございます。
1:30:28	で幾つ幾つか、
1:30:29	うん。
1:30:31	1 ページで、申請の概要で下に片括弧1 から片括弧4 を挙げていただきましたけど、
1:30:42	8月9日の炉の設置、設置、
1:30:45	炉の原子炉の設置変更許可申請で許可になった。
1:30:51	時の変更の内容。
1:30:53	と同じよう思ったんだけど、これはそれは(1)から(3)まで、
1:30:58	ですか。
1:31:01	原子力機構の須藤です。おっしゃる通り一番から3番からね。はい。だからもう平たく言うとその下の方で許可をもらってるってことですかねその変更した内容について、
1:31:15	はい、技術機構の須藤です。おっしゃる通りでございます。すでに許可をいただいた内容となっているものでございます。
1:31:27	白根と、
1:31:29	ちょっと処理場規制庁の問題ですけど、処理場の審査でも初めてやるんですけど、
1:31:37	ちょっと
1:31:39	すみませんいろいろと、すごい資料をたくさんいただいてありがたいんですけど5 ページで、ちょっとそもそもの話しかできないんですけど、5 ページで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:49	まずこのだから、第2廃棄物処理棟の一部の施設を使用停止するわけだけどもこれの、
1:31:55	理由っていうかが、上の12345行の中の真ん中に、
1:32:01	原科研によるおける液体廃棄物の発生状況から、
1:32:06	というふうになるんだけどこれはもうちょっと具体言うと、
1:32:12	この何ていうんでしょう。
1:32:14	発生状況が発生するような、
1:32:18	業務がもう減ってきてるってそんなイメージですか。
1:32:23	麻生から処理場の人に聞いてない。
1:32:27	原子炉機構の岸本藤ですけど、はいそうですねおっしゃる通りでして要は今回10-3条で2抱えますけども、うん。忘れるのところが、ゼロとは言いませんけど、非常に発生量が少ないという状況で左右、要は、
1:32:46	発電所なんかいろんなこういう試験なんかも従来よりは減ってる場所もありましてそういったこと状況になってるということです。
1:32:56	わかりましたありがとうございます。
1:33:18	あと6ページで使用停止する設備はこれですということで御示しいただいてわかりやすくありがたいんですけど、
1:33:28	使用停止する。
1:33:33	のが、この
1:33:36	流れの一連の流れの、
1:33:38	設備、
1:33:46	解体撤去が困難だなあ解体撤去。
1:33:53	閉止盤等による閉止。
1:34:00	この、この6ページの赤い、上の方で赤字で加熱元を閉止盤等で閉止することで、
1:34:08	使用停止とするっていう、
1:34:11	御説明ですけどこの
1:34:15	このほか、
1:34:17	特に何かこう、設備を使えなくするっていう措置っていうと、何かあるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:30	はい。現状機構スドウです。基本的に液体あき物がなければ処理の資料もないので液体貨物の受け入れ系統ですねここ、一番減っすればですね。
1:34:41	今後処理できるようなことはございません。またその他の設備としては7ページにあるように、電源供給を遮断したり等の措置を行っていく予定です。はい、わかりました。ありがとうございます。
1:35:00	うん。
1:35:08	あと10ペアごめんなさい12ページで、規制庁のホンダです12ページで、
1:35:15	最後のところで直近10年の発生量はわずか、
1:35:20	これらについて他の施設での保管能力に影響を与えるものじゃないと。
1:35:26	いうこと。
1:35:28	なんだけれどもこれは、
1:35:32	処理場における固体廃棄物の、
1:35:36	置き場にはまだまだもう余裕がありますよと。
1:35:40	そういうことをおっしゃっているんだと思うんだけど、
1:35:49	何ていうかな
1:35:51	どのぐらい、どのぐらい余裕がありますかっていうと、何か今出てきます。相当ありますか。進む、正確な数字じゃなくて全然大丈夫ですよ。
1:36:02	ここの段階では、
1:36:04	原子力機構スドウです。
1:36:06	えっとですね現在の保管施設の関与余裕量ですね、1万本以上となっております、
1:36:15	セメント固化外停止してセメント護岸の一部が移るものの、年間、10本以内というところなので、特段影響はないか。どうもありがとうございます。わかりました。
1:36:28	そんだけ。
1:36:32	あれでも、規制庁の方でそ、でもその保管廃棄の場所ってこの、
1:36:36	もうありとあらゆる固体廃棄物を置くわけじゃないんですか。
1:36:41	9
1:36:42	つまり1万本と言っても結構。
1:36:46	原科研内で発生するのはたくさんあるからと思って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:51	原子力高キシモトですけども、はい。まずですね1万本で、
1:36:58	えーとですね、単純に増えるだけじゃなくて、うん。今R1教官さんへの変換等も行ってますので、しばらく収支バランスが取れて、なるほど。はい。はい。はい。で、あと最終的に埋設処分が令和14年これ明確じゃありません。
1:37:17	それぐらいでやりたいと思ってまして、そこまでは十分にウランを持って対応できます。わかりましたありがとうございます。
1:37:39	もう
1:37:54	あとちょっとすいません本当に、ちょっとあんまり細かくて申し訳ないけど15ページで、
1:38:01	閉じ込めのところ、
1:38:03	で、
1:38:07	放射性物質が系統外に漏えいする可能性は極めて低いってあるけれども、
1:38:15	これは、
1:38:16	そう。
1:38:17	極めて低いと見える理由っていうのは
1:38:22	あれですかねもう、
1:38:24	設備的にそういった、この漏えいするような、
1:38:29	漏えいしてしまうようなその設備的なもう、構造になっていないとかそういうことですか。
1:38:40	原子力機構キシモトですけど、設備自体はいじらないので、構造的に、そういう構造的に漏えいしないっていう話ではないです。
1:38:51	それよりも、もう廃棄体がなくなるという状況ですので、たとえ、構造的に設備そのまま残すんで構造的に廃棄入ったらもしフランジ外れたら漏れるって話なんですけど、もう配筋は取れないという話になります。
1:39:08	あとそれで系統内も圧等もかかっていませんので、砂がもう漏れないってあります。はい。
1:39:19	唐木。
1:39:20	企業間企業は、停止するだけで既許可の設備をいじるわけじゃない。つまり、すなわち、既許可の設備だからもう閉じ込めはもう丸もらっている設備ですと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:33	で、加えて今ご説明あった通り、
1:39:38	系統内で圧力もかからないので、直直こう漏れず、漏えいする心配はありませんと。
1:39:46	そういうことですね。
1:39:49	木戸原子力博士もですけど、その通りでございます。はい、ありがとうございます。
1:40:43	あと、もう 1 点 22 ページから 5 歳 27、27 ページ。
1:40:58	設計事故表設計評価事故時の評価で
1:41:07	再評価するにあたっては、
1:41:09	兵
1:41:10	性 28 年 5 月 31 日付けで提出したこの安重施設の、
1:41:16	安全施設の有無でしたっけ、の数に係る評価の所。
1:41:23	ものを使用するっていうんだけど、
1:41:26	ここの気象条件っていうのもその当時のものを、
1:41:31	大塚当日の三次評価時のものを使うというふうに、
1:41:35	御説明だと思ったんだけどここ、気象条件っていうのは、これは、
1:41:42	その当時のもので大丈夫かしら。
1:41:47	最新のものっていう。
1:41:49	ものは、
1:41:50	必要ないのかなと思ったんだけど、
1:41:58	原子力機構スドウです。当時の気象条件につきましても、代表的な気象条件のもののデータを使っておりますので、これで問題ないかなと考えております。
1:42:12	代表的なもの。うん。
1:42:38	を、
1:42:42	あれですかねこの気象条件だけ変えちゃうとそのサイヒョウ安全施設の再評価時の、
1:42:52	再評価時で使った条件をそのまま使っ使って評価しましたっていうことは言えなくなっちゃう。
1:43:00	だから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:04	少なくともその裁判中施設のヒライン 30 施設の再評価時における条件をそのままそっくり今回も使って、
1:43:12	評価してみましたと、そういうことですね。だね。
1:43:19	原子力機構の減少機構スドウです。おっしゃる通りでございます。今回はですね、いくつかの過去のもの、それから原子炉施設の評価をあわせて複合して使ったものとなります。
1:43:34	これは規制庁の方で、ここはあれですから炉施設るときも同じやり方したんです。天野施設はその阿南中評価なんてことはないんだけど、
1:43:42	もう施設でもやっぱりこの、
1:43:45	設計評価事故時の、
1:43:47	再評価ってのやってるわけですか。
1:43:52	原子力機構スドウです。炉施設の時の自己評価もですね、おっきいの数字ではなくですね、当時のものかっていうものでございます。本当。
1:44:07	と、規制庁のホンダですと当時とおっしゃると、
1:44:12	ちょっと若干古いやつ。
1:44:25	原子力機構スドウです。確か 2013 から 2010、
1:44:32	9 年だか 8 年ぐらいまでの 5 年間の数字を使っていたものと思います。
1:44:40	いや、いや、規制庁の本田です。じゃ、安全協会は多分これよりもっと古いんですねじゃね。
1:44:53	70 ぐらいかな。これ、同じぐらいか。
1:45:06	表現しよう機構スドウです。安重自体も平成 28 年なのでちょっと確認させていただきますが、
1:45:15	同じ時期のものだったと記憶しております。まず、
1:45:45	終わります。
1:45:47	うん。うん。合格。
1:45:49	どうかって、
1:45:50	その辺、
1:45:52	E C S 29 を、
1:45:56	それ言うと、いいですか。
1:46:03	飲食ステーション、水間です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:05	小林さんですけれども、19 ページと 23 ページ、2、それぞれ評価点を、
1:46:12	もういただいていると思うんですけれども、
1:46:15	こちらに設定した、
1:46:18	理由といたしますか、なぜこの点にされたんでしょう。
1:46:23	その 1 点ずつとかですね、あと、
1:46:28	言っているんですか、理由とかがあれば教えていただきたいです。
1:46:34	原子炉機構スドウです。まず基本的に他の季節等につきましても、その間既設から直近の作業者が中心に行う作業を行う場所ということで5 かたいいやについてはピッ、この点ですね。
1:46:48	同様に第三期部署伊東だと両方からの寄与を考えると、このあたりの値が一番大きかったので、
1:46:55	こちらを設定していると。
1:46:57	管理区域境界につきましてはそれぞれですね、
1:47:02	この場合には保管域場所からの最も近いところの管理区域境界ということで例えば小型エリア、保管エリアが一番近いところ管理局はこちらですね。うん。ただこの一部シャッターがあって遮へいが薄いと思われる可能性があったことから、こちらの
1:47:18	B6 点といったようにですね、
1:47:21	な感じで管理協会の方は設定しているものでございます。今回新たに追加したところと言えば、
1:47:30	処理装置ございまして P、9 番はですね、実際に作業員がこちらで制御室で操作を行う場所を設定しまして、P-8 はですね大井淳氏が中心となっておりますので、それぞれから貯層からの影響を寄与して、一番大きくなるこの点を選んでいるものでございます。
1:47:49	この機器室への中心と制御室については人が常時立ち入る場所ということでこちらの原子炉施設の社員設計区分等でも使ったもの。
1:47:58	を設定してるものでございます。
1:48:00	同様にですね管理区域境界先ほどように、5 点上は水槽内から最も近いところの、
1:48:07	管理区域境界ということで、こちらと 2 点あるんですが、カメラの遮へい等を考慮するとこちらの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:13	P12P13の値がですね、要は大きいというところで、これらを設定しているものでございます。
1:48:20	以上です。
1:48:22	ありがとうございます。
1:48:26	はい。
1:48:27	はい。
1:48:32	あとちょっと、規制庁の本田ですちょっとあんまり、すいません。
1:48:40	お聞きしにくいことなんですけど、
1:48:46	炉処理場炉原子炉施設と使用施設で共通っていう脅威、共通する施設っていうことで、
1:48:54	原子炉施設の方は長い間ね、診察期間をかけて、
1:48:59	この前の8月29日に許可されたということなんだけども、
1:49:04	使用施設の方の、この許可し、変更しなきゃならんっていう、
1:49:10	ふうに至った。
1:49:11	至るのは
1:49:14	使用施設の方の変更許可、
1:49:16	おまししなきゃいけないっていうふうに、
1:49:19	認識されたのっていうのが、
1:49:22	ちょっとこう、
1:49:23	何遅いのかちょっと除いてという言葉が正しいかどうかわかりませんが、とにかくるところ、
1:49:32	新申請の時期がずれちゃったっていうのは何か。
1:49:35	理由があるんでしょう。
1:49:41	すごい。
1:49:46	原子力をキシモトですけど、はい。ある程度例の方の審査が進んで許可がはっきり見えたところ、審査がスムーズというところがあってというのは第1の理由でございます。
1:50:05	そうですね、確かに。
1:50:08	口がろうの方の審査が進めばまあ当然共通施設なんで、
1:50:18	ね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:20	同じような説明も必要がなくなると思うんで、わかりましたそういう事情で、
1:50:29	この時期になりましたと。
1:50:31	わかりました。はい。
1:50:35	D、
1:50:37	後原子力機構の須藤です。1点よろしいでしょうか。はいどうぞ。先ほどの、
1:50:41	評価のの小条件の時期なんです。はい。9年から2013年になります。
1:50:47	安重評価の方、
1:50:51	道路の評価の方ですね、ちょっと安全の評価はまだ確認できておりません。
1:50:57	2009年から102013年、
1:51:01	一応今日ストウストウです。その通りでございます。2009年から2013年はわかりましたありがとうございます。
1:51:13	いや、別に安全評価の方じゃ飯塚ってのは別にいいですよ何か、何、じゃ何かの機会でメールかなんかでいただければ十分なんで、
1:51:23	もう後、記憶だと大体一緒じゃないかってことですよ。
1:51:27	減少機構ストウです。
1:51:30	さあ、おそらく同じ月だったかわからない。はい、わかりました。すいません。なので、全然メールで結構です後ではい。
1:51:40	西脇康つとです。後程回答させていただきます。ありがとうございます。処理場のご説明ありがとうございました。
1:51:51	はい
1:51:53	原子力機構の石野です。
1:51:57	引き続きまして燃料試験設備を一つ、ご説明したいと思っております。
1:52:08	お願い、
1:52:13	はい。原子力機構の小室です。音声の方聞こえておりますでしょうか。 はい。聞こえますお願いします。
1:52:19	はい。それでは燃料試験施設とあとほとんどですね、についてご説明いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:24	資料については右上に添付 6 とある資料になります。共有の方はちょっとしないでいきますので、お手元の方でご確認いただければと思います。はい。
1:52:34	変更の内容の方、表紙めくっていただいて 2 ページ目ですけれども変更の内容、2 点ありまして、いずれも、これまでの各施設で説明のあった内容と共通となっております。
1:52:45	一つ目がプルトニウム研究 1 等の許可の廃止に伴いまして、許可申請書の本文中の配置図から、施設名称を削除するというものが一つ。
1:52:54	それから二つ目が、今処理場の方から説明のありました、廃棄物、液体廃棄物のレベル区分の変更ですね。
1:53:01	こちらを受けまして、
1:53:02	施設側の方でも、
1:53:04	変更許可申請書の添付書類 1 の中に区分の話が記載されておりましたので、
1:53:09	こちら処理場の区分の変更に合わせて同じように変更するということになります。
1:53:14	変更だけは以上になります。ご説明は以上になります。はい、規制庁の檀さんありがとうございました。
1:53:21	この変更はわかりました。
1:53:27	そっちも一緒かもしれない。
1:53:42	いや、いや、切望と聞く。
1:53:51	アイシン三条、
1:53:55	既設の本間ですじゃ、ちょっとあれですよ。ここ、燃取とホットラボはそこかっての入ってるんですね。
1:54:03	施設内で固化する。
1:54:07	原子力機構の小村です。許可の中です、ランクの高い、今の許可でいう B I I 区分ですね。はい。こちらは少量であるため施設内で公開するという記載がありますので、それをそのままランクの部分が変わるというような感じを考えております。
1:54:27	2 番、
1:54:32	口、
1:54:35	御礼をわかりましたはい。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:38	省力、今回、
1:54:41	わかります。
1:54:43	いいですか。
1:54:45	はい。
1:54:46	はい、わかりましたありがとうございました。はい。失礼します。
1:54:49	ありがとうございました。
1:54:52	はい原子力機構の椎名です。
1:54:55	行き、引き続きまして廃棄物安全試験施設に関するところの
1:55:01	説明は、
1:55:03	まず、
1:55:05	はい。原子力機構の平井です。今回ちょっと画面を共有パスで説明いたします。
1:55:13	はい。こちらルールについて変更許可申請に行ってとしまして、
1:55:19	原子力機構の広井が説明いたします。はい。変更等につきましては先ほどの明治とフロートでありまして、プルトニウム研究移行の許可の廃止。
1:55:31	一般の異物の放射性物質の濃度区分に係る変更になります。場合斜面の部分、書類 1、2 ポツの斜面の部分で少し影響が出てくるので、
1:55:42	月額として説明させていただきます。
1:55:46	宇井 3 ページに移りまして、社名にとって社名において、田力町長の作品評価を行っております。
1:55:54	いや営業廃液帳簿の再評価の中で、そこへ、
1:55:59	レベル区分に合わせて廃液の放射能濃度を設定していたため、野瀬の基準を明確化します。
1:56:06	裏面では、表 2.2. 2、
1:56:11	(1) で廃液貯槽の話がありまして (2) のところで、安全レベル放射能レベル区分の話が記載されておりまして、(1) の枠外のところで、
1:56:22	A s a n o 濃度をそれぞれの規定の範囲、
1:56:25	表 2 ポツ 2-3 か。
1:56:28	2 を参照としたというふうに記載していたんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:32	ここの濃度が変更になるということで、変更後はそれぞれ放射能濃度は、定義における放射能レベル区分に応じたロードアイコスに本当に、
1:56:44	濃度自体は変更ないんですがその濃度の辺りの、
1:56:49	これはE Uですね、こちらのメーカーになります。
1:56:53	次のページに移りましてこちら、支社営業課のところですね、斜面評価のところ、線源人権という部分がありましてこちら権限条件の部分で液体廃棄物、D1というふうに記載されていまして、
1:57:08	内海市から中レベル廃液貯槽内の液体廃棄物というふうに、
1:57:15	どこに入っている額ですよというふうに明確になります。
1:57:19	液体廃棄物議員2につきましては、高レベル廃液貯槽内、液体廃棄物というふうに記載しております。今回の変更自体
1:57:30	廃棄物処理場へ引き渡すの、放射性濃度の部分についてでありまして、廃棄物安全試験施設内での廃液貯槽に存在する放射能
1:57:40	混合性の利益について、変更はないので遮へい評価に影響はありません。
1:57:45	こちらが2ポツのところ斜面評価に、
1:57:49	これ変更内容になります。
1:57:51	I Tの方によって変わって、
1:57:53	こちらは先ほどのページなんですが、2、23ポツで、1施設のところに液体廃棄物の管理について記載があります。こちら廃液、
1:58:03	液体廃棄物の取り区分に変更がありましたので、内容及び仕様に変更されたりとか、
1:58:10	内容の適正化を行っているものとなります。
1:58:13	また廃液、廃棄する排気質にいろいろ変更はありません。
1:58:20	以上になります。
1:58:23	はい。はい規制庁の本田ですありがとうございました。
1:58:29	えっとね3ページで、変更前はこの付表が二つ並んでいますけど、変更後は、
1:58:38	表が一つだけになるっていうそういう変更内容なんですか。
1:58:43	はい。その通りになります。
1:58:46	ネット上で、
1:58:47	区分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:51	で、原科研の白井です。はい。はい。将来市の方で表面にお呼び出ししていた形になるのですが、1のところでは直接数字を入れてそれが設計時の削れるんですよというふうな形に変更した内容となっております。
1:59:11	変更はその米印でちょっと変わってますので設計における、
1:59:16	設計時における標高者のレベルこの板の最高値とした。
1:59:28	こういうこういう言葉にするだけで読めるわけですか。
1:59:32	それがちょっとわかんない。
1:59:33	藤院長機構の平井です。はい。はい。
1:59:38	今までその記事の値という形で、評価で呼び出しをしていた形になっていたんですが、
1:59:45	定めている値ではなく、設計時のレベル分として、
1:59:53	設計時における放射能レベル区分とは別の表があるわけねもうスウキ許可で、
1:59:59	そういうこと。
2:00:01	ですから、
2:00:02	あるわけではなく、2-3のところでは設定するような形にしております。どこどこですかどこちょっとです。
2:00:10	わかんなかった。
2:00:12	原子力機構の南というふうに記載がありまして、2ポツ2-3のところではええと、
2:00:21	五つに分かれているところの右、左から2個目の道ですね、のところで、これ、
2:00:32	はい、本社の、これがそうだったこと。
2:00:35	はい。その通りになります。
2:00:37	そうか。
2:00:39	今から、
2:01:00	うん。
2:01:02	わからない。
2:01:18	あそこは、
2:01:22	赤く使ってない。
2:01:25	つまり、そうそれぞれの規定範囲、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:30	表表参照。
2:01:33	知ってるじゃん。
2:01:34	小学校3ねこの。
2:01:36	これだよ。この表。
2:01:41	公明とか、
2:01:45	ちょっと待って。
2:01:49	規制庁の方のちょっとすみません、ちょっとよくわかんないんだけど、
2:01:53	と、今までは表、変更前は表を読み出す形にしていたと。
2:02:00	だけれども変更後はその表を呼び出す形を止めて、
2:02:06	放射計器における放射能レベル区分に応じた濃度、
2:02:14	ちょっとすみません今これは次4読み上げただけなんですけど、
2:02:19	せ、
2:02:20	経営における放射能レベル区分に応じた濃度っていうのはどっかで出てくるわけ。それが、この濃度だっていう、この右から左から二つ目の欄。
2:02:31	こういうことです。
2:02:32	書記高野ヒライです。おっしゃる通りになります。その設計時における放射能レベル区分に応じた道路というのが、この議員から2個目の放射能による上がついでいて、
2:02:47	そうか。はい。西浦のこれが止まっている。
2:02:51	ここは変更はありません。穴井
2:02:55	だから、
2:02:58	ちょっとまた、規制庁の本田ですけども、
2:03:08	えっと、変更前のこの表(2)の表がありますでしょう。
2:03:14	ここの、ここに表れここで言ってる濃度はもう、すなわち、変更後のこの、
2:03:21	放射能労働と同じ数値だっているということ。
2:03:25	原子力機構の平井です。
2:03:29	そそう予想読めるってこと。
2:03:34	はい。ちょっとわかんない。
2:03:41	ちょっと待って。わかんない

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:45	院長高野飛田。はいどうぞ。はい。福田委員。はい。今回、消費税の方の変更によって、放射能レベル区分の辺り、濃度の値が変更になります。はい。地域別B2とB1も増えていたんですが、すべてBに統合されるような形になります。
2:04:03	ビフォーが変更されることがありまして、いわゆる、
2:04:08	高レベル高レベル廃液貯槽の大変見えなくなってしまうため、設置時におけるという形で記載させていただいております。
2:04:25	はい。そうしましたらちょっとすいません
2:04:30	でもちっちゃくて、
2:04:32	わからないところあるんでちょっとここ、この今日のところはこれで
2:04:36	つまりもう処分処理場の区分変更に応じてその影響で、
2:04:43	は政府の中でもその表現の仕方とか、
2:04:47	数値の書き方とか変わりましたっていうことは理解しましたのでありがとうございます。何かあります。
2:04:56	それがなくなっちゃ
2:04:57	まだ発生本当だね。
2:05:00	規制庁の本田ですけども、すいませんちょっと一つ今あって発生量ってあったじゃないですか昔の(2)の表では発生量右端、これが今回なくなっちゃったのは、
2:05:12	また何か何か、
2:05:15	こちら斜面のところの評価になりまして、
2:05:19	机の部分もないので、2ページ後、
2:05:28	システムの中では、
2:05:34	車規制庁のホンダ遮へいのところにおいて発生量は別に
2:05:39	必要な情報じゃないのもうこの際、比木を、これを機に削除しました。
2:05:45	ただ、
2:05:46	ただ、その廃棄施設、23のところではちゃんと残しますよと。
2:05:52	そういうことは、
2:05:58	原子力機構の平出柴野通りになります。
2:06:16	ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:17	はい。はい。はい。は政府のご説明ありがとうございました。
2:06:22	はい、ありがとうございました。供用停止いたします。
2:06:27	はい
2:06:29	原子力機構の
2:06:31	新屋です。
2:06:32	続きまして、第4研究棟の説明に
2:06:37	はい。
2:06:53	はい。原子力機構コクセンです。資料も続きまして、第4研究棟の使用変更許可申請について、ご説明させていただきます。
2:07:02	音声、また、画面の共有できるでしょうか。はい。見えてますよろしくお願ひします。
2:07:09	はい。それでは、施設の概要からご説明いたします。第4研究棟を政令第41条非該当の核燃料施設でございます。また、丸井の説明、もっと持っております、多目な研究に対応している施設となっております。
2:07:25	今回の変更の概要をまとめたものになります。
2:07:28	まず、海野研究員の許可配置に係る変更これは他施設と同じです。
2:07:33	(2)以降、代表研究等を得るべきなものとなります。
2:07:37	小の目的につきまして、物質科学、分析装置の追加、校舎及び撤去、また機器、使用施設の目的変更、それと保管庫の配置変更。
2:07:50	それと分析装置の使用室の核燃料物取り扱い量並びに保管庫の最大週等の変更というものを予定しております。
2:07:57	基本目的3につきましては、分析装置の追加、
2:08:01	使用の目的4についてはフード及び使用室の使用の目的の変更を予定しております。
2:08:07	使用目的6では、分析装置の追加と、グローブボックスフードの拡大防止取り扱いの変更と保管庫の追加を予定しております。また使用の目的7においては、取り扱う核燃料物質及び
2:08:18	保管庫に収納する核燃料物の化学形これの追加を予定しております。
2:08:23	続いて資料目的8では、分析装置の共用ということで使用目的の一部の分析装置等を共用することを予定しております。また最後にその他の変更としまして、
2:08:34	使用時間の間仕切りの変更を予定しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:37	それぞれの内容について市長の資料でご説明いたします。
2:08:42	まず1点目物流部兼系統とか廃止に係る変更、こちらBLEVE傾向を 研究員との評価廃止ということで図面から、その名称を削除するもので す。
2:08:55	次のページいきまして、手法的の物質科学に関する研究の今後の研究が 対応するための変更、そのうち分析装置の追加についてご説明いたしま す。
2:09:09	まず目的としましては、主要な目的の3で行っております。具体的だけ のお金減少の研究のため、個体表面の特性評価や、
2:09:19	表面の変化の測定に使用する分析装置としまして電子プローブマイクロ アナライザの追加を予定しております。
2:09:26	また水球におけるウラン粒子の挙動解明として、
2:09:29	粒子の凝集反応を調べるために使用する分析装置として、粒度分析、分 布形の追加を予定しております。
2:09:37	主な変更内容としましては、首藤関野さんの取扱設備機器に、これらの 二つの機器を追加するものです。
2:09:45	本装置、既許可の取り扱い方法の範囲で使用するもので、その記載の 変更はありません。
2:09:51	また、許可書内に総社市大津に関して、
2:09:55	取扱量をの記載をしている表があります。その中で、今回追加する早期 を追加追及するとともに、
2:10:02	本装置の追加に伴いまして、設置室の取扱量、その増量も行いますの で、その変更を行います。
2:10:09	次に、
2:10:10	今回設置する部屋には保管庫が設置されているのですが、その保管庫の 最大収納量、
2:10:17	その部屋の収納量、その部屋の取扱量と合わせるように設定してありま す。
2:10:22	そのため、今回、その部屋にありますかっこいい。
2:10:26	その災害収納量を変更するものです。
2:10:29	その他、関連する配置図の変更を予定しております。
2:10:34	もう一つ、予定しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:37	の方に、
2:10:40	各装置追加する装置の概要を示してるものがあります。
2:10:44	ちょっと、ちょっと待ってくださいね。はい。
2:10:49	て御楯。
2:10:51	申し訳ないですちょっとそう言ったりして申し訳ないです。
2:10:56	いや、です。
2:11:02	はい。
2:11:03	準備できました。
2:11:05	はい。すいません。
2:11:06	そちらの方、
2:11:08	へえ。
2:11:10	ページの方に、今回、今説明しました追加する機器のうち電子プローブマイクロアナライザについて、概要を記載しております。
2:11:18	1 ポツの早期の概要は先ほどの目的とリンクしますので、飛ばささせていただきます。
2:11:23	2 ポツ 3 ポツにつきましては、装置の仕様として、寸法とまた、内部取扱量、参考値を示してるものですので説明は割愛させていただきます。
2:11:33	2 ポツの閉じ込め機能としまして、この装置で取り扱う資料ですが、固体の試料を取り扱う予定です。そのため保護者生物の下の恐れはないものです。
2:11:43	本掃除使用中に総合挿入して測定を行うもので、良質な秘密構造で、装置の廃棄はせず背景に接続することで、閉じ込めを担保しております。
2:11:54	また、火災による損傷防止としまして、装置、可能な限り不燃性難燃性の材料で構成することとしております。
2:12:01	主な材料を金属となっております。
2:12:03	また掃除に発熱があるために、
2:12:06	加熱防止対策としまして、冷却水の検知機構は連結性の異常による圧力の低下がありますと。
2:12:13	装置を停止するものです。そういったものを備えております。
2:12:16	次のページに、本装置、Eの写真つけております。
2:12:21	その概要、外観につきましては、先ほどの資料と同じもので、資料室、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:26	この赤枠で囲んでるところ、そこがしやすくなっておりまして、その中に、
2:12:31	資料ホルダーを設置します、この資料ホルダーの丸い部分、
2:12:36	そこに答えの核燃料を収納して、
2:12:39	この装置の中にセットするものです。
2:12:44	続きまして、粒度分布経費の資料が3ページ目から続いております。はい。
2:12:50	1ポツから3ポツまでは、先ほど通りちょっと割愛させていただきます。
2:12:55	坪内に係る取り込む機能ですが、報告ですが資料フード内で資料を容器に封入することで、放射性物の取り組みを確保します。その状態で装置の使用中に挿入して測定を行うものです。
2:13:07	また柏木の損傷防止としましては、
2:13:09	主なる材料、金属、不燃性で構成しております。
2:13:14	次のページに、装置の概要。
2:13:17	としまして、外観図をつけております。
2:13:20	このアプリ本だ資料という形に、容器に封入した資料を設置して測定を行うものです。
2:13:28	本想定概要については以上になります。はい。
2:13:32	資料、
2:13:34	2では、
2:13:35	はい。
2:13:36	戻らせていただきます。はい。
2:13:40	本資料の下ページ、右下のページ、6ページ目のところからご説明させていただきます。はい。はい。
2:13:48	はい。続いて、分析装置の更新になります。
2:13:52	2番目、防止というところに設置しておりますICP質量分析装置。
2:13:57	これこちらにつきましては用役資料について、分析対象市場数の原則取水を行うための装置です。
2:14:04	密約の分析人数としまして、一部汚染物中のデータ学習後79の測定というのを予定していますが、それが既存の装置が対応できないということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:16	装置の更新を行うことを予定しております。またこの更新に伴いまして、想定配置、この右の図にあるものに、向きを変えるだけなんです、一部配置を変更することを予定しております。
2:14:29	主な変更内容としましては、使用の目的、猪野さん。
2:14:33	これは今回の申請で後程説明しますが、目的変更を行うものです。
2:14:38	A C P 分析ソフトについて、資料の記載がありますので、その寸法等を一部資料の記載を変更するものです。また、関連する図面について変更を行います。
2:14:50	今回装置更新する上で、古い装置、解体撤去を行うこととなりますのでそこについてご説明いたします。
2:14:58	本装置、装置内の核燃料プールが接触する部分について、角谷法による汚染検査を行いまして、優位性の線がないことを確認しております。
2:15:06	許可えられます後、各部品について汚染検査を行いながら、結構分を用いて解体する予定です。
2:15:13	今の発生するような、柿鷲尾いたしません。
2:15:17	また汚染を確認した部品についてはビジネス部に梱包の上、すべての部品廃棄物容器でドラム缶予定しております。そちらに封入して、放射性固体廃棄物とします。
2:15:27	本措置っていう機械は、
2:15:30	背景があるんですが、気体廃棄系接続してる箇所を、既存装置を取り外した後は、新規装置を接続するまで、一時停止する措置を行います。
2:15:40	運転を伴いまして発生する放射性固体廃棄物、
2:15:43	次で説明します。装置の撤去を合わせましてもドラム缶 2 本程度と想定しております。
2:15:50	こちら放射性廃棄物処理場へ引き渡す予定です。
2:15:53	9 月末時点での処理場の保管料、
2:15:57	につきましても十分、まだこれを受ける予定はあります。余裕がありますので、問題ないと考えております。
2:16:05	また、先ほどの資料、
2:16:07	装置の概要の方の資料、
2:16:10	行かせていきまして、今回更新する装置についてご説明させ、
2:16:15	記載しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:17	またこちらについても、4ポツの方からご説明させていただきます。
2:16:21	はい。
2:16:22	こちらの早期の閉じ込め機能をつきましては、既存装置ということで、取り組み方法については、今使ってる装置から何も変わりはありません。
2:16:32	フード内において、溶液量を調整した後、容器に封入することで放射性物の閉じ込めを確保して、使用装置内ドライバーというところを通して、プラットフォームで分析し、
2:16:43	装置の廃棄自体は、季節背景に接続して取り組みを確保しております。
2:16:48	続いて火災の損傷防止、こちらも既存措置から変更はありませんが、
2:16:55	主な材料、金属で構成しているということをご伝えて設定いたします。また加熱防止対策としまして、冷却水の県施工。
2:17:03	冷却水提出装置を呈するそ基礎、そういったものを備えております。
2:17:10	次のページ、当店の概要としまして、地域装置の写真と、容器の例を示しております。
2:17:22	続きまして、また、本文の方に戻らせていただきます。はい。
2:17:28	右下のページ、7ページのところから、分析装置の撤去についてご説明させていただきます。
2:17:34	こちら、201051 というところにあります放射能測定装置、こちら金属版に焼きつけて資料を用いて、0%となってするにより、 α 核種の分析を行うために設置した装置となります。
2:17:46	この装置プログラム研究員をやはり搬入しまして、ワーニングが取得したのですが、その後、より校正が代替装置、入手することができましたので、
2:17:57	そちらとか取得したということで、本装置については、
2:18:02	評価から削除し、設計することを予定しております。
2:18:05	今回、プラントもらいまして行う変更ですが、使用の目的の3の取扱設備から本措置削除するものです。
2:18:13	また先ほど追加するときと同じなんですけど、装置、Eの削除に伴いまして部屋の取扱量を削除するというので、格納容器材料の表の記載を変更するものです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:26	また、この部屋にも応訴内容その他人とありますので、部屋の変更に合わせて、この保管庫の最大収納量に変更することを予定しております。
2:18:35	その他、関連する配置図、変更をいたします。
2:18:39	こちらの装置を撤去するという事で解体設計の方法についてご説明させていただきます。
2:18:45	本装置住谷購入汚染検査を行いまして、優先路線がないことは確認済みです。
2:18:50	小野先生が評価された後の数値は、解体時に行わずに装置本体そのまま、廃棄物及び200ドラム缶に封入して、放射性廃棄物とする予定です。
2:19:01	なお、この方、装置ですが許可取得後、浮遊物に主要な状態として、既設背景の接続はまだ特にありません。
2:19:10	発生する放射性固体廃棄物ですが、先ほどのICPの廃棄物と合わせましてもドラム缶2本と想定しております。
2:19:20	続きまして、
2:19:23	取扱設備機器の、及び資料3の使用の目的変更についてご説明させていただきます。
2:19:30	こちら使用目的さんから専門的に変更するものになります。
2:19:34	目的ですが、
2:19:37	現状株研究所の原子力基礎工学研究センター、施工の原子力科学研究グループとこちらは、令和4年度の4月にリリースされる組織再編に伴う研究グループ、統合してできた新たな研究グループとなっております。
2:19:51	その際、本グループで研究計画の見直しが行われまして、今回、当該研究グループが、第4研究所において使用している資本、
2:20:00	及び方法は使用目的NEATさんですが、そちらについて見直すこととしております。
2:20:06	この内容につきましては10ページの方に、参考で書かせて織田いただいております。
2:20:12	今回の目的の変更ですが、
2:20:15	使用目的、3-1から3-3というところで、Appグループが実施してございました立地研修の資料。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:23	その分析投稿についてニーズは減少してということで、終了することを予定しております。
2:20:28	また使用の目的 3 の 3 で実施していた 1 億 5000 物備蓄燃料デブリに係る研究、
2:20:34	こちらにつきましては、庄野館野さんで、レギュラー D C A 実験実施しておりましたので、そちらの研究の中に統合して継続して実施することを予定しております。
2:20:44	そのため、照明目的 3-1 から 3-3 で、このグループが使用しておりました、取扱設備機器を、この塩野伊達新野さんに変更するものとなっております。
2:20:55	前のページに戻りまして、主な変更内容です。
2:20:59	今の説明と、熟めますが庄野関さんの 1 から 3 で、使っております取扱設備機器、
2:21:07	それを削除し、少し表さんから削除しまして、塩野的に追加するものです。
2:21:12	そっち側の取り扱い方法で、
2:21:16	使用することを予定しております。
2:21:18	変更する機器ですが、グローブボックス、これを 2 台、フードを 2 台、それと分析装置構台、それを予定しております。
2:21:27	続いて、ショー目的の使用室にグローブボックスの設置室で挙げました 309 号室を追加して、省略皆さん、共用の仕様書とする予定です。
2:21:37	今回装置も変更するって装置の目的を変更するということで、その設置室の目的も変更するんですが、
2:21:43	3 グループ中央図につきましては、その他の機器について、グループは引き続き使用目的さんで使用するということで、309 号室は収納時 N E A T さん。
2:21:54	共用の使用とすることを予定しております。
2:21:58	続きまして、小学生さんの使用率から、フード及び分析装置の設置率であります。202057403、A B ボイスを削除し、使用目的に変更するものです。
2:22:11	こちらは、この部屋が入ってます装置すべて、商業的に変更するため、部屋ごと変更しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:20	続いて、使用の目的。
2:22:24	です。この変更に伴いまして、格納容器の取り扱い量の記載は今までの追加変更すると同様ですが、そういった国内物の取り扱いを示した表につきまして、今回の変更を反映するものです。
2:22:38	続きまして表さんから保管庫へ。
2:22:42	これも先ほどの変更と類似しておりますが、
2:22:46	今回目的変更する部屋に、庄野小関さんで使っておりました保管庫、それが設置されております。
2:22:52	今回の目的変更に合わせてこちらの使用の目的に変更するものです。
2:22:59	続いて、この保管庫の変更にあわせましてこの勧告を設置してあります部屋、これを貯蔵施設としてエントリーしておりますので、
2:23:06	同様に、庄野関さんから、手法的に変更をいたします。
2:23:12	また、変更後の取り扱い設備機器の核燃料物取り扱いに合わせて、庄野関野さん、3-1の実験1あたりの際、最大取り扱いを変更します。
2:23:22	この辺りですが、各目的で使用しております機器類、
2:23:26	その最大の取扱量まとめた値が記載されております。今回の変更に合わせて西大寺変わってきますので、そちらを変更するものです。
2:23:36	また、関連する背景図と、その変更を予定しております。
2:23:43	次のページの下の方、先ほどの目的の下のところですが、今回の目的変更にあわせまして、3月15日のグローブボックスについて、取扱量の変更を予定しております。
2:23:53	こちらは、今までグローブボックスについて重松沢口土佐に行ってそれぞれ、
2:23:58	取り扱いを設定しておりました。庶務的に皆さんに統合した後、今まで使っていた取り扱いをすべて確保した上で、
2:24:07	新たに鳥海 1.5 グラムを追加するものです。
2:24:12	目的の変更については以上になります。
2:24:15	続きまして、保管庫の配置変更としまして、119人、122Bボイスという部屋につきまして、
2:24:25	その部屋の整備、設備の撤去や追加等を行っておりましたが、その進捗に伴いまして、同室内に設置されていた期間保管方法、その配置を変更するものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:37	主な変更内容としましては、最近の変更となります。
2:24:40	地図の中で、
2:24:42	図面の左下の方に今あるところなんですが、右上の方に場所の変更を行うものです。
2:24:49	続いて、⑤としまして分析装置及び使用済み核内部取扱量、並びに保管庫の最大収納量の変更です。
2:24:57	既存の分析装置につきまして拡大物の取り扱い量、今後の使用予定に応じて変更するものです。
2:25:06	また、分析装置をそれぞれ変更するという事でその設置室及びその部屋の中に設置されておりました他の最大収納量、今までの変更と同様にですね、合わせて変更を行っていくものです。
2:25:18	主な変更内容としましては、
2:25:21	取り扱いを変更する装置はここに記載されております装置、まず一番上のポツから、塩野関根の2の収束4ビーム加工装置。
2:25:28	透過型電子顕微鏡、こちらについてプルトニウム減量するものです。
2:25:33	また、庄野関野さんの権利な分光装置について、プルトニウム1枚プログラムを追加します。
2:25:39	また、庄野茂木三野さんのエックス線顕微鏡について、庄野、使用済み燃料の取り扱い量の減量を予定しております。
2:25:47	これらのを追加、原料高に合わせまして、各装置の設置室について確認及び取り扱いの変更を行います。
2:25:55	また、
2:25:56	この設置室に引っ張って設置されております。過去の最大収納量を部屋と合わせて変更するものです。
2:26:06	庶務的に概要で、次のページから、庶務的3となります。こちらは分析装置の追加です。
2:26:12	目的としては、線量率の分析等を、に関する、
2:26:17	株式会社技術開発、において、アルファ線スピードメータにより、ウラン年代測定法の繰り越しに向けた研究における装置、放射能測定装置を追加するものです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:28	主な変更内容としましては使用目的さんの内の機器に放射能測定装置を追加するものです。こちらの取り扱い方法も、評価の中で記載されてる内容で行うものです。
2:26:40	そん装置等を設置する部屋について、今までも
2:26:43	それぞれ同様、取り扱いの変更を行います。また、こちらの設置している部屋にも関係がありますので、提案の取り扱いとあわせまして、保管庫の最大収納量変更を行う予定です。
2:26:55	その他、関連する配置図の変更を行います。
2:26:59	こちらにつきましても、もう一つの資料の方で、
2:27:02	装置の概要についてご説明させていただきます。
2:27:08	A4 縦の方の資料。
2:27:09	そこの7ページになります。
2:27:13	けども、4ポツの閉じ込め機能からご説明させていただきます。
2:27:17	平野工場の測定数値、フード内において使用焼きつけ、により金属場に固着させることで、放射性物の閉じ込めを確保します。
2:27:25	その資料、早期の少数に挿入して測定を行うものです。
2:27:29	資料室は気密構造となっており、装置の排気は施設排気系に接続を行います。
2:27:35	火災による損傷の防止としましては、庄司田部古瀬安全性ということで、材料、金属で構成しております。
2:27:44	次のページに、写真がつけております。
2:27:48	措置の内容と、使用しないで、また、焼きつけ行う資料例としましてこのような金属というのはいかにいい薬つけた試料を測定を行う予定です。
2:27:58	うん想定のご代表につきましても、以上でございます。
2:28:02	説明書を本文の方に戻らせていただきます。はい。
2:28:07	続きまして、
2:28:09	使用目的4をに関する変更です。
2:28:12	こちら風土及び証書の使用目的変更、こちら将来的にですかっていったものを4に変更するものです。
2:28:19	目的のところからご説明します。ショールーム的に载荷で使用しておりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:24	シーン、
2:28:26	使用終了しまして、室内の分析装置の撤去を実施します 319 号数という部屋があります。
2:28:33	こちらの部屋及び、
2:28:35	室内のフード 1 体、そちらを混合し表 4-1 における研究、
2:28:40	こちらでは、照射用核燃料物のターゲットの調整、照射済み燃料及び 1 保全物の片付け出向による分離精製等を行っているものです。そちらで使用することを予定しております。
2:28:53	主な変更内容としましては、基本的にのみから、本をフードについて記載を削除して承認を受けて 4-1 に追加するものです。
2:29:02	こちらの表 4-1、E に聞かれております取り扱い方法の範囲で使用いたします。
2:29:09	また使用目的に、の使用室から、こちらの 319 号室削除しまして使用目的 4C を主として変更するものです。
2:29:19	本フード及び、このフードの設置室、319 ポツについて、こちらの各第二部の取り扱い用の表について、
2:29:27	変更を行います。
2:29:29	その際、フードの取り扱いについて変更を予定しております。
2:29:33	変更する内容ですが、下の方に記載しております通り、
2:29:38	そういうことで、増量を行うものです。
2:29:41	この、基本的に 4 辺コードの取り扱い量ですが、これは結局資料の 4-1 のフード、そちらとあわせて、同様の事件ができるように変更を行うものです。
2:29:56	その他、変更後の取り扱い時の核燃料取扱法に合わせまして、こちら庄野土岐野地新野の実験結果という最大取扱、
2:30:05	こちらを変更するものです。こちらは今まで使っていた風土が最大となっておりましたので残りの最大量 1 グラムという 1 グラムに変更するものです。その他関連する廃血の変更を行います。
2:30:18	続きまして使用の目的 6 に関する変更です。
2:30:21	こちら目的としましては、
2:30:23	1F に関するもので、建屋内の汚染分布の測定に関して、一昨年より等の分析に用いる装置、こちらの方針を設定する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:31	こちらを追加します。
2:30:33	変更内容としましては、庄野茂木 6-1 に、この当期の追加、
2:30:37	こちらの装置につきましても、許可の取り扱い方法の範囲で実施できる ものです。
2:30:43	この装置の追加にあわせまして、各内容物の問い合わせ内容の表の変更 をこちらも行います。また、関連する廃棄物の変更、それも行います。
2:30:52	こちらにつきましても、もう一つの資料、
2:30:55	の方で、
2:30:57	概要を説明いたします。
2:31:14	はい。A4 縦の方の 9 ページ目からになります。こちら 4 ポツのとこ ろからご説明させていただきます。
2:31:21	先ほどの放射能測定装置と、基本的には同じような内容になっておりま すがこちらの装置につきましても触れないで、
2:31:28	使用要件に導入するといった資料も取り扱う予定です。その他、焼きつ けにより継続場に固着させた。
2:31:36	放射性物の資料、そういったものを使用します。
2:31:39	それじゃ、の使用方法としましては先ほどの宗スドウ様。
2:31:43	装置の仕様等に挿入して測定し、仕様書自体は秘密構造で、装置の背景 は既設排気系に接続しているものです。
2:31:50	火災の損傷防止としましては、主な 9 材料、金属で構成しております。
2:31:57	こちら、装置の概要写真つけております。はい。焼きつけで行うような 金属板、それと、こういった要否、
2:32:05	資料 0 になりますが、こういったものに資料閉じ込めまして、測定を行 う予定です。
2:32:12	説明資料、本文の方に戻らせていただきます。
2:32:16	続きまして、使用目的六、七変更②グローブボックス及びフードの取扱 量の変更と環境の追加です。
2:32:23	こちらの目的ですが、庄野無敵 6 人、6-1 における 1 グループ等の分析 のため、
2:32:30	試料の前処理に用います許可のグローブボックスとフード
2:32:34	そちらの取り扱い起伏内容物に使用済み燃料、こちらにチェックのレベ ルが含まれております。等を追加するものです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:42	また、伊勢久米通りの資料を保管するため、同質の保管庫を追加することを予定しております。
2:32:49	主な変更内容としましては、グローブボックス及びフード及びその設置率について、不利益取り扱い量の記載、そちらを変更するものです。
2:32:58	その変更案につきましては、対応に書いてある通りの変更となっております。
2:33:04	また、使用目的、保管法時代、
2:33:07	追加いたします。
2:33:09	消防目的6の貯蔵施設に負担分の大瀬収蔵施設としましてこの保管庫の設置室に④、号室、これを新たに追加します。その他、関連する配置の変更と、新たに追加しますと他の場合、
2:33:23	計上があったものになりますのでその図を追加するものです。
2:33:27	この変更につきましては以上となります。
2:33:32	続きまして使用の目的なの変更となります。こちら取扱内容物と番号に収入します各内容物の化学形の追加です。
2:33:40	目的としましては、この目的におけます、イオン交換法抽出クロマトグラフィー法等を用いた物、各種分析法の開発において取り扱い予定しております化学形。
2:33:52	これはフッ化物、塩化物を予定しております。
2:33:55	その取り扱い触れ合い物質の化学形に追加するものです。
2:33:59	また、この塩野と喜納の保管庫に収納します桜井薮の算化学的性状についても書道予定に合わせて変更するものです。
2:34:07	変更内容としましては、戸谷桜井の物のホッケーにフッ化物変換を追加いたします。
2:34:14	この新たに追加します。フッ化物塩化物ですが、代表研究としましては、企業間と内容物の種類の中の主なプロジェクトに記載されている化学形となり、
2:34:24	代表コンピューターの使用実績のあるものです。
2:34:28	続きまして、庄野関7の保管庫4台、これが主目的中のすべてのカードであります。こちらについて、内容物の物理的な性状の記載を変更しまして、
2:34:38	こちらの保管庫の作業的性状、単体酸化物フッ化物、塩化物向け塩類、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:43	それをベースこちら使用する、化学形に合わせて変更する内容となっております。
2:34:49	の変更につきましては以上になります。
2:34:52	続きまして使用目的 8 に係る変更です。こちら分析装置の共用となっております。
2:34:58	本申請において、さきに説明いたしました、電子プローブマイクロアナライザ今回追加するものです。
2:35:05	こちら、エネルギー分解能のすぐれた最新技術の検出器を搭載した高額 の装置ということで、本装置からの研究でも利用するため、各目的で共 同利用が可能な使用目的となっております。目的は、8-1、
2:35:19	こちらに東洋の設備として追加するものです。
2:35:23	また、分析装置で測定する資料を調製するため、分装置設置しており ます。やはりフードあります。そちらのフード値段について、同様に使用 目的 8-1 と共用のフードすることを予定しております。
2:35:36	主な変更内容としましては、使用の目的 8-1 の機器に、庄野関野さん に今回追加します。電子クラウドマイクロアナライザ。それと、もともと 既許可であります。
2:35:46	風土 2 台、こちらを追加し、照岸アベて 2-3、8-1 で共用するもので す。
2:35:52	こちら 8-1 におきましても、中間の取り扱い分布の範囲で使用できる ものです。
2:35:59	続きまして、書籍 8 の使用室、
2:36:02	こちら、2、そん時の設置室であります 119C122B ブース、こちらを追 加して、岩淵小野瀬国井と 8 共用の使用地とする予定です。
2:36:15	また装置の、及びこの設置室について、書く内容とプラス概要の記載の 追加を行います。
2:36:22	また、変更後の取扱設備の機器の取扱量に合わせて、こちらの資料 向け 8-1 の 1 件当たりの最大取扱、
2:36:29	変更するものです。また関連する廃棄物についても変更を行います。
2:36:35	次に、その他の変更としまして、使用室間の間仕切り変更です。目的と しましては、現在それぞれ別の研究グループが管理してる部屋に②、号 室、それと 202 B C 2④死亡率、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:48	そういうはあるんですが、その間の間仕切りに開口箇所、これ部屋間の通路となっているところです。
2:36:53	そこは不要ということで、今回閉止いたしまして、それに伴い、図面の変更を予定しております。
2:36:59	変更内容としましては、関連する配置図の変更となっております。
2:37:05	変更の津野西條になりまして以降、適合性に関する説明となります。
2:37:10	まず、土地込みに関する説明です。
2:37:13	今回使用設備に追加する分析装置、また更新する装置につきましては、先ほどの装置の概要資料の中でもご説明させていただきました通り、資料を
2:37:26	背景の接続等で、ポイントは担保してるものです。はい。
2:37:32	次の説明につきましては、こちらの90%の記載でしたので、近くでこの内容になりますが、こちらに記載してる分、報告で同様の方法で取り組みを行います。
2:37:45	変更を行う番号につきましても同様となっております。
2:37:50	次に、使用数における放射性物質濃度、
2:37:53	こちら、記録の方、
2:37:55	別の、
2:37:57	プールを使ってる場合の使用質感んないんで、高放射性物の評価を行ってるところがあります。そこにつきまして、評価の計算方法に基づいて、使用時代のその時間も、
2:38:07	電気事業法制度で使用しております。
2:38:11	平均構成物等の評価を改めて、計算条件に係る評価対象設備風土の核燃料の取り扱い量、または実験等の最大値の変更を踏まえて再評価を行っております。
2:38:22	再評価の結果、計算結果最大となる評価1章では、変更はありませんでした。
2:38:28	また、本日の計算条件にある塩野表三野さんの実験委員会での最大値の変更、これを少し増加しておりますので、そのため計算結果、以下の通りということで下表に書いてあります通り、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:40	有効数字も1桁が上昇する結果となっております。ただし、この計算結果が1を超えないということから、使用室内の濃度は、空气中濃度限度を超えないということを確認しております。
2:38:52	また、内部被ばくの評価は、
2:38:57	評価と、外部被ばくに関わる線量限度比、このガス探知につきましても評価しております、
2:39:04	こちらにつきましては、
2:39:06	合計した値も0.529という既存の値から変更がないことを確認しております。そのため、線量告示で定められた放射線業務従事者による濃度限度を超えないということを確認しております。
2:39:20	続きまして、はい。
2:39:23	使用数に関する線量に関する評価になります。
2:39:27	こちら、機械の検査方法に基づきまして、戦力評価を行いました。
2:39:32	今回の取扱設備の機器の追加等を踏まえて、仕様数に起因する実効整理を全部評価し直しております。評価結果を実行するような最大なる評価点、また、実効性の値、
2:39:44	こちらは切り上げの評価、処理に風化されて、変更がないことを確認しております。
2:39:49	この計算結果により、実効線量限度を超えることはないことを確認しております。計算結果、ここに書いてる表の通りとなります。機構から変更はありません。
2:39:59	貯蔵施設につきましても、今回新たに追加する保管庫、また、最大収納量を変更する保管庫、
2:40:05	条件、
2:40:07	踏まえまして、改めて評価し直しております。
2:40:11	その結果としまして、評価点、また実行性の値につきまして、変更がないことを確認しております。
2:40:20	参考としまして、今回の変更の中で、
2:40:24	線量評価が上昇する方向のもの。
2:40:27	新たに追加した機器や、取り扱いをふやしたもの、そういったものについて評価した結果をつけております。先ほどの最大値より低いことをこのように確認しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:37	続きまして総合評価としまして、今回の使用、貯蔵、また変更ありませんが、排気施設等の実効線量を総合したというか、再評価しております。
2:40:49	こちらにつきましても、評価域、また実行性の値変更がないことを確認しております。
2:40:57	続きまして、小説がわかる火災防護になります。
2:41:02	こちらの装置、追加するものを更新するものにかけては、先ほどの、
2:41:08	資料の中でご説明した通り内容となっております。
2:41:12	また、間仕切りEを一部変更するということで、そちらについては変更する間仕切り少数の間仕切り主な材料は金属であることを明記しております。
2:41:22	こちらにつきましても今まで、申請書の本文の中の共同の中に、
2:41:26	パーティションについて、金属製で達成であることを記載してあったものを明確にしているものです。
2:41:33	貯蔵施設の火災防護に関しましては、基本記載アイマス通り、今回、鉄製金属製のものを用いますので、
2:41:40	火災防護上問題ないことを、
2:41:43	確認しております。
2:41:46	続きまして、貯蔵施設の床能力等になります。
2:41:50	今回追加または最終等変更します。勧告収納容積、こちら、許可の方法等合わせまして、最大収納量を評価しております。
2:41:59	その容器、保管庫の1収納容積に対しまして、
2:42:04	確認物収納容積Eは十分保管能力を有していることを確認しております。
2:42:09	また、保管庫には強化などしてくれることきずな標識を設け、扉を施錠管理するというので、技術基準を満たすようにしております。
2:42:19	代表研究等の変更につきましても、以上になります。
2:42:24	はい。規制庁本間ですありがとうございます。第4研究棟で私も何回か審査させていただいたことあるけど、
2:42:33	その第4研究棟の特性、こういった細かい、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:38	目的の変更とか貯蔵箱の追加とか、使用場所の変更とか非常にすごい多岐にわたって、変更1回の1回の申請で多岐にわたる変更があってその都度ね、
2:42:52	いろいろ審査書でちょっと不備なところっちゃうか、指摘させていただいて、その都度適切に対応いただいているところなんですけども、
2:43:00	今日、今日の説明で特に適合性のところの記載ぶりっていうのはこれまで経験、
2:43:09	申請書を
2:43:12	申請書作成とかしていただく中で後々私たちから指摘させていただくことも踏まえて、
2:43:19	踏まえた上での記載ぶりというふうに理解してますけど、今、今城梨花のね、
2:43:25	許可の申請書の手元にあるんで記載の家記載の仕方ってのは
2:43:31	前になってると思うんと理解してますけどそれでよろしいですか。
2:43:37	はい原子力機構コクセンです。
2:43:40	はい。そのご認識通り、既許可の記載払いまして、また今までいただいたコメントを踏まえた内容となっております。はい。
2:43:49	ありがとうございます。
2:43:51	5億円です。はい。はい。
2:43:59	わかりましたありがとうございます。
2:44:04	ちょっとねちょっと一つだけちょっと、これもこちらから、
2:44:07	指摘して、ちょっと対応いただいたことだと思うんだけど最後のね24ページ。
2:44:13	のところで、
2:44:15	この保管庫の容積はわかりますけど、この核燃料物質の容積っていうのは、これはどう
2:44:23	あれ、
2:44:25	どういうなんちゅうかな。
2:44:27	農業やって算出した値ですか。
2:44:31	はい。別原色事項コクセンです。こちらの各年齢別の業績。
2:44:36	細かく物の性状によってどうしても密度が変わってしまいますが、使用する代表的なものというのを想定して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:45	国内物のミズノ設定して、それと最大の容積。
2:44:50	言えば、それを控除した上で、エースすべての核燃料物集団した場合の就業容積、そういったものを算出してるものになります。
2:44:59	三つがおっしゃった三つも、
2:45:03	代表的なもの。
2:45:05	もう大丈夫。はい。副部長の代表的な。
2:45:09	衛藤そうですね。ええ。
2:45:15	いつだと、三つの事業。
2:45:20	収納するよう、
2:45:21	ああ、なるほど。
2:45:27	そこはまだ細か過ぎ、大体何かの入れ物に入れて収納しますよね。
2:45:33	ここには、
2:45:35	当然、入れ物つつうのは例えばこんなちっちゃい便とか、
2:45:40	箱とか、はい。
2:45:42	原色事項ですね、確かに
2:45:45	いろいろと、どうしても統一できないですねそうなのね、統一できる容量容器のものと、そういったものを使って使用し、終了してるわけではないため、あります。
2:45:58	だから、だからその用途としての容積を出した上で、それに対してまだ十分な容積があるからできるということで、はい。させていただきたい。だからこれは規制庁の方です。以前、
2:46:11	ねこちらから指摘して、
2:46:13	求めてちょうだいとお願いした。
2:46:15	ものになるんでここでだから、どうこうっていうことじゃなくて、ちょっと改めてね各業績ってどうやって、
2:46:21	求めたのかなということちょっと改めて確認したかったっていうそういう趣旨であります。
2:46:27	わかります。
2:46:29	いや、
2:46:32	いいですか。
2:46:34	なんか、チームリーダー。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:39	どこに行った。
2:46:40	使わなくなっただけじゃん。
2:46:43	だから、
2:46:44	ここに、
2:46:49	じゃないかと思うけど、使わない、どっかにあったんじゃないかとともと何かもう使い切った。
2:46:55	その間、
2:47:03	ん。
2:47:38	原子力規制庁の水野です。ちょっと1点お伺いしたいんです。
2:47:41	1 ページの、
2:47:45	Uのところ、ブロック制の3-1が6.6Uで、3-2が1ミリグラム。
2:47:53	をやってたんですけど、
2:47:55	最終的に2-3になると、6.6グラムで、1ミリグラムっていうのは、
2:48:01	どうなってしまったんでしょう。
2:48:04	はい、原子力機構、布施です。
2:48:08	その設定料今までの後ろ向き3-130はそれぞれの目的で使う時いいだけの使用料として使っておりますので、
2:48:16	そのブロックで使っておりました最大の取扱量、それを今後も確保したいということで、取り扱いが多くあたし表3-1の6.6グラム、新たな手段を関野さんも設定してるものです。はい。すいません。ありがとうございます。
2:48:30	会田委員。
2:48:32	使い切ったみたいな、最大米田。
2:48:37	はい。はい。規制庁の小松で第4研究棟のご説明どうもありがとうございました。
2:48:44	ありがとうございました。
2:48:48	I A、
2:48:50	原子力機構のシイナ、一番最後に、
2:48:54	周辺の説明をさせていただきます。
2:49:04	はい
2:49:06	長野。
2:49:07	大津の変更ということで、大きな変更が市にあると報告を願います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:16	一つ目は、先ほどから説明しています、施設編の反映となっております。その中の
2:49:24	プルトニウム研究棟F N - S等、
2:49:28	放射性廃棄物処理場の反映となっております。
2:49:34	二つ目は、
2:49:37	古いフォーマットである、変更後における障害対策所の部分が
2:49:44	大津変電ん後って残ってますので、そちらの部分を反映するということになっております。
2:49:54	一番最後なんですけども、原子力科学研究所における、疑似転職施設の関係者、関係研究者及びについては、
2:50:04	その内訳及び、
2:50:07	従事年数の更新をするという変更を考えております。はい。
2:50:14	この次のページ、一括思います。
2:50:16	一番最初の変更内容、施設編の変更に係る反映ということで、一つ目のプルトニウム研究1等の変更なんですけども、こちらプルトニウム研究一堂に係る記載を
2:50:30	すべて性、削除するという変更の内容となっております。
2:50:36	二つ目です
2:50:38	F N - Sに、
2:50:40	F N - Sとにかかるところなんですけども、F N - S等はもう、
2:50:46	それに出て
2:50:48	核燃料物質をすべて払う形をしております。してますので、使用施設に係る直接性やスカイシャインの実効線量の部分を、
2:51:04	パラメーターの分、
2:51:07	バーの変更に、
2:51:09	いたしまして返還の実効線量に係るところの値をバーの変更。
2:51:18	出します。
2:51:19	はい。
2:51:22	一番下に
2:51:24	青書きで書いてあるんですけども、他省き施設に係る直接性や、スカイシャインに関わるところ実効線量も

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:35	その他の方をしてるんですけども、
2:51:38	F N - S等は先ほどの説明者と核燃料物質は搬出したんですけども、核燃料物質で、
2:51:46	汚染されたものはまだまだ施設内にあるということで、こちらの評価の方は、変更の方はしておりません。
2:51:57	はい。続きまして、
2:52:01	5 ページです。放射性廃棄物処理場に係る変更となっております。
2:52:07	本文の
2:52:09	9 ポツ、核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたもの、廃棄施設の位置構造及び設備、
2:52:18	に係るところの、この四角枠内。
2:52:24	の、
2:52:24	最後でございます。
2:52:27	ここです。バック系の研究施設で発生する液体廃棄物のうち、 α 廃液
2:52:35	ポツ 3.7 ヶ月、14 条という記載があります、ございます
2:52:40	で、この
2:52:42	A L P H A 自体なんですけども、このバックエンド研究施設内で固形成の措置を行い、市処理場に引き渡す。
2:52:52	というところがあまり、
2:52:54	援助になってまして、こちら、
2:52:58	α 廃液に係る記載を削除いたします。また、3 ページの方で、14 条は、他のし、C、
2:53:07	先生と同じように、 3.7×10^{-3} 乗というふうに変更の方をいたします。
2:53:16	そして他廃棄施設に係る直接線やスカイシャインの実効線量のところで、
2:53:28	放射性廃棄物処理場の第 3 廃棄物処理棟に係るところのкокセン、
2:53:36	変更、そんなありますので、変更の方をいたします。でも、またです、ね、こちら一番下のアスタリスクに書かれている通り、
2:53:46	こちらあたりの変更はそんなに大きく、
2:53:50	はいということで、
2:53:52	5 合計の値が変更の町、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:56	身体というところです。
2:53:59	その次の、
2:54:01	ページです。ここから変更後における障害対策主務。
2:54:06	取り込みの行う変更となっております。
2:54:11	具体的な内容なんですけども、
2:54:14	液体廃棄物管理に係るところが、変更のなかったため、ずっと
2:54:22	フリーフォーマットである障害対策所に
2:54:26	記載が食う怒ってました。
2:54:29	こちらを、あと、新しいフォーマットっていうか、
2:54:34	添付書類の1、
2:54:36	県
2:54:38	うん。
2:54:38	循環ポンプ、
2:54:40	廃棄施設に
2:54:42	込むという変更の内容となっております。で、変更。
2:54:46	変なんですけども、値とかの変更はせずにですね、
2:54:51	折り込みに伴う項番5の変更や、
2:54:55	債務の適正化をしております。
2:55:00	ですから、これでできて、その下、
2:55:05	春になるんですけども、上の液体廃棄物管理の取り込みとか、主な時代、
2:55:12	田井廃棄物、固体廃棄物及び液体廃棄物の
2:55:17	負債の方が、
2:55:20	添付1に、
2:55:21	盛り込まれたということで、実効線量の装荷結果の部分も、
2:55:28	古井障害対策所に残ったので、こちらの、
2:55:32	添付書類の1に反映するという形になってます。
2:55:37	こちらなんですけども、年間の実効線量、
2:55:44	採用廃棄物、液体廃棄物
2:55:46	また、
2:55:47	強い要請。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:51	保管廃棄施設の直線したり、
2:55:54	スカイシャインや、また、
2:55:57	エンシュウの瀬戸って、フィーバスや、
2:56:01	廃棄物の実効線量を書くところがございます。
2:56:07	こちらの新しい値というか、
2:56:12	最新の値に2反映して、こちら
2:56:16	打ち込みをするという変更を実施したいと思っていきたいと思います
2:56:24	この次のページ、
2:56:25	使ってもらいます。
2:56:27	ここからが原子力施設関係研究者、
2:56:31	数等の内訳及び充実の変更となっております。
2:56:36	こちらですね。
2:56:39	添付書類3にかかるところでございます、こちら、令和2年4月の
2:56:49	の
2:56:50	第
2:56:53	この数だったものを、令和2年の8月に反映するという変更となっております。
2:57:02	以上が
2:57:03	スポーツの変更になっております。
2:57:07	以上です。
2:57:08	はい。
2:57:11	はい。
2:57:12	規制庁の本田です。ありがとうございます。
2:57:35	すいませんちょっと5ページのα液位が消えますっていうのはちょっともう一度、いいですか。
2:57:42	ちょっとよくわからない。
2:57:44	はい
2:57:45	副エンド研究施設の方で、うん。アルパ配置というものは、
2:57:53	そもそもですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:55	他を経過、実施して、放射性廃棄物処理場、今後するという形になってたんですけども、
2:58:09	大津園のこのルールでは、
2:58:13	事態のままMARK-11保存するというふうにちょっと見えるからね、思うんです。
2:58:20	全量合っていない書き方になってない。こちらは春木の方を削除するという変更となっております。確かに、
2:58:29	α廃液の、
2:58:33	について他施設内でほぼ
2:58:36	ほか、
2:58:38	施設内で保管する施設内で保管を行うって言うとそのまま保管するみたいなんだけど実数、
2:58:45	本当は固化して、保管だから、
2:58:48	変わってないですか。わかりました。はい。ありがとう。
2:59:15	あとですね
2:59:18	今回あれ何だっけ、古市とっても完全に削除するじゃないですか。
2:59:25	そうした場合に何か組織図ってこうなあれじゃないですか、共通点組織図。
2:59:34	例えば、
2:59:42	どっかアプローチってあれでしたっけ。被害とか、じゃあいいのかなって。
2:59:48	意外とそうだからいいんだ。
2:59:56	例えばね、非該当なんであれです
3:00:01	第2図の保安管理組織図って、ここではそのプロビットの下はあんまり、
3:00:08	では削る必要ないとか、そういうのは発生しないですか。
3:00:23	Aでは、プルトニウム研究棟です。はい。ご指摘の箇所なんですけど、プルトニウム研究東海支社では、ホット使用施設管理課、窪、
3:00:39	この下なんですけど、新管理だと思っうんですね。
3:00:44	組織のを筆頭課として、うん。飲食系統の管理も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:52	はい都合説明、かすめは残ったまま等は引き続き保安管理の保安管理活動の一部に組み込まれてしかるべきってことですね。はい、わかりました。はい。
3:01:08	ありがとうございます。
3:01:13	わかりますか。あれば、
3:01:17	経過してる話は、
3:01:19	どうぞ。
3:01:22	それから3ページですね。
3:01:24	こっちの方に、はい。
3:01:26	事務負担とか議員、麻生層、これは入っています。
3:01:35	はい。一通り規制庁の問題ですけど一通り、これで御説明長い、長時間ありがとうございましたと。
3:01:43	今日は
3:01:46	事前の説明っていうことで、ちょっといろいろコメントっていうか発言もさせていただいて、
3:01:54	その都度回答いただきましたけれども、
3:01:58	今後ね、原告が申請提出されるということなので申請された後に、ちょっとまた面談で、この資料使ってももちろんいいと思うんですけども使ってもいただいて結構なんですけど、
3:02:10	申請がなされたらちょっとまた面談。
3:02:14	の場をせ、ここちょっと申し込みしますんで、
3:02:19	ちょっと設定させていただきたいなと思っております。
3:02:23	それで、
3:02:24	最後の水、
3:02:27	形成時期、の話をちょっと、もし、この今日この場で、
3:02:33	お答えできる範囲で結構なんでいつごろになりそうですかっていうのをちょっと教えてください。
3:02:39	はい。
3:02:42	原子力機構の一色です。先ほど説明した変更申請の
3:02:48	スケジュールなんですけれども、11月28日、23時あたりに、
3:02:59	変更申請をしたいと考えています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:03	ちょっとあれ、
3:03:05	都築の方を進めています。
3:03:07	わかりました。20、ちょっとお待ちくださいね。すいません。
3:03:17	20、
3:03:19	28の週、はい。
3:03:21	はい。
3:03:22	最終、最終週はね。はい。
3:03:53	ちょっとそれ、
3:03:57	はい規制庁の本田さんありがとうございました。江藤原子力機構さんから何か。
3:04:02	ご発言ありますか。
3:04:07	はい
3:04:08	減少機構の椎野
3:04:11	施設側の方です。
3:04:14	あるでしょうか。
3:04:19	はい。
3:04:21	特に
3:04:23	なさそうです。はい、わかりました。はい、じゃあ、
3:04:26	すいません長時間3時間超えましたけれども
3:04:31	ありがとうございましたこれでじゃあですね原子力科学研究所における変更許可申請の今後予定している変更9月申請の事前の説明ということで、
3:04:42	面談終了いたしますどうもありがとうございました。
3:04:48	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。